

# 横浜市精神障害者生活支援センター 指定管理者選定委員会（第4回）

日時：平成23年9月30日（金）

17時30分から19時00分（予定）

場所：横浜朝日会館6階6E会議室

## 次 第

### 1 施設概要について

### 2 公募要項・応募関係書類の確定

### 3 今後のスケジュール

（配布資料）

- ・ 委員名簿
- ・ 施設概要図
- ・ 中区精神障害者生活支援センターの特性について
  - （別紙1）精神障害者生活支援センター指定管理事業者公募に向けての意見書
  - （別紙2）「中区精神保健福祉ニーズに関する調査」報告書
  - （別紙3）中区記者発表資料（建物愛称の決定について）
  - （別紙4）中区3障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会規約・委員名簿
- ・ 公募要項（案）
- ・ 応募関係書類（案）
- ・ 運営要綱等

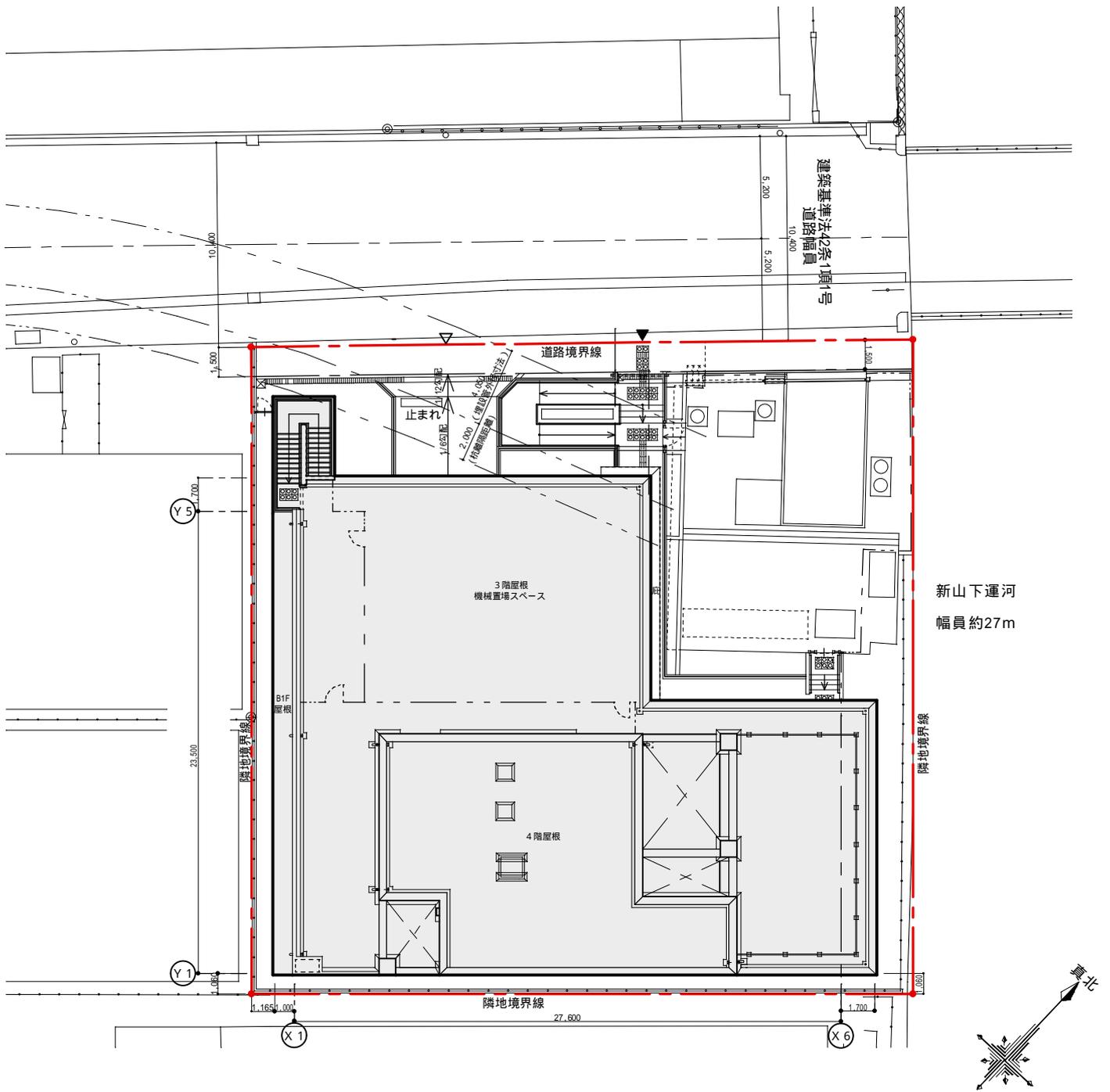
## 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員名簿

氏名	所属・役職
いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授
よねくら よしつぐ 米倉 令二	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
ふかざわ たかし 深澤 隆	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者地域生活支援連合会 常任理事
しおざき かずまさ 塩崎 一昌	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長 精神科医
じょうこう まきのり 上甲 雅敬	上甲会計事務所 所長・税理士

(敬称略、順不同)



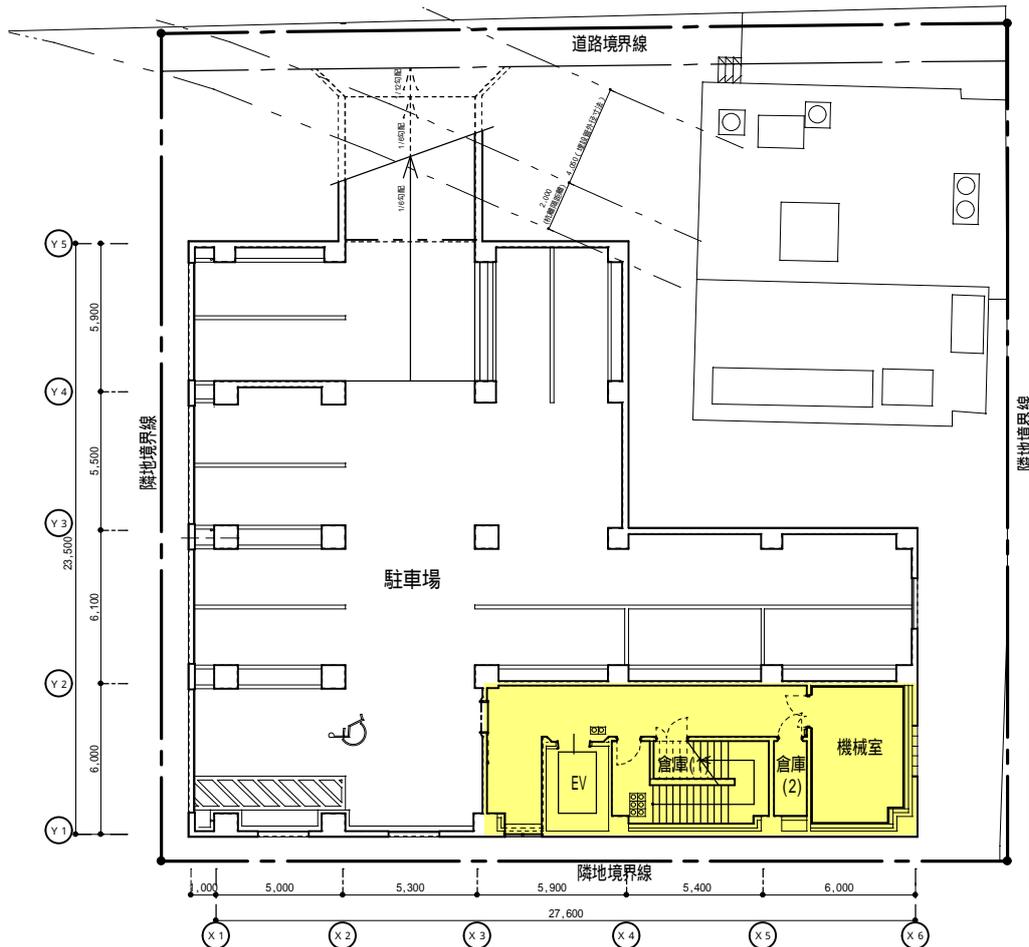
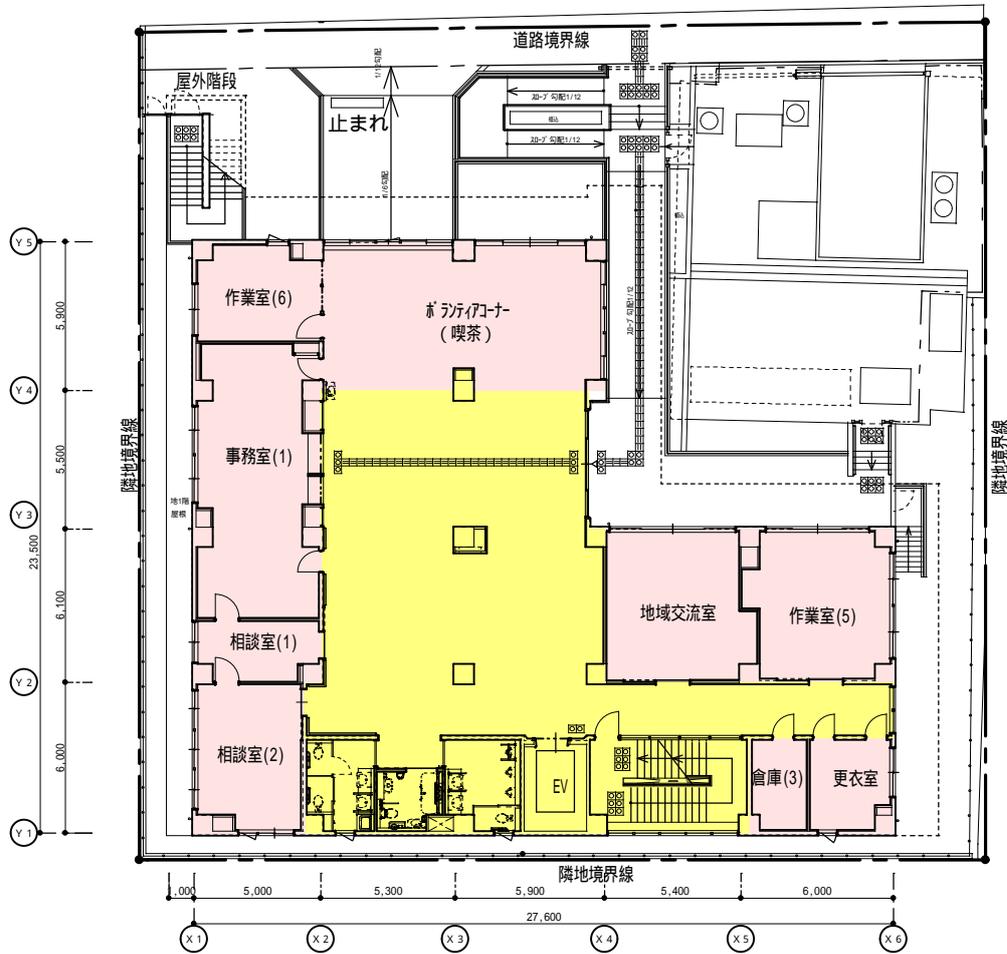
完成イメージ図



配置図 1/300

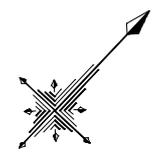
面積表

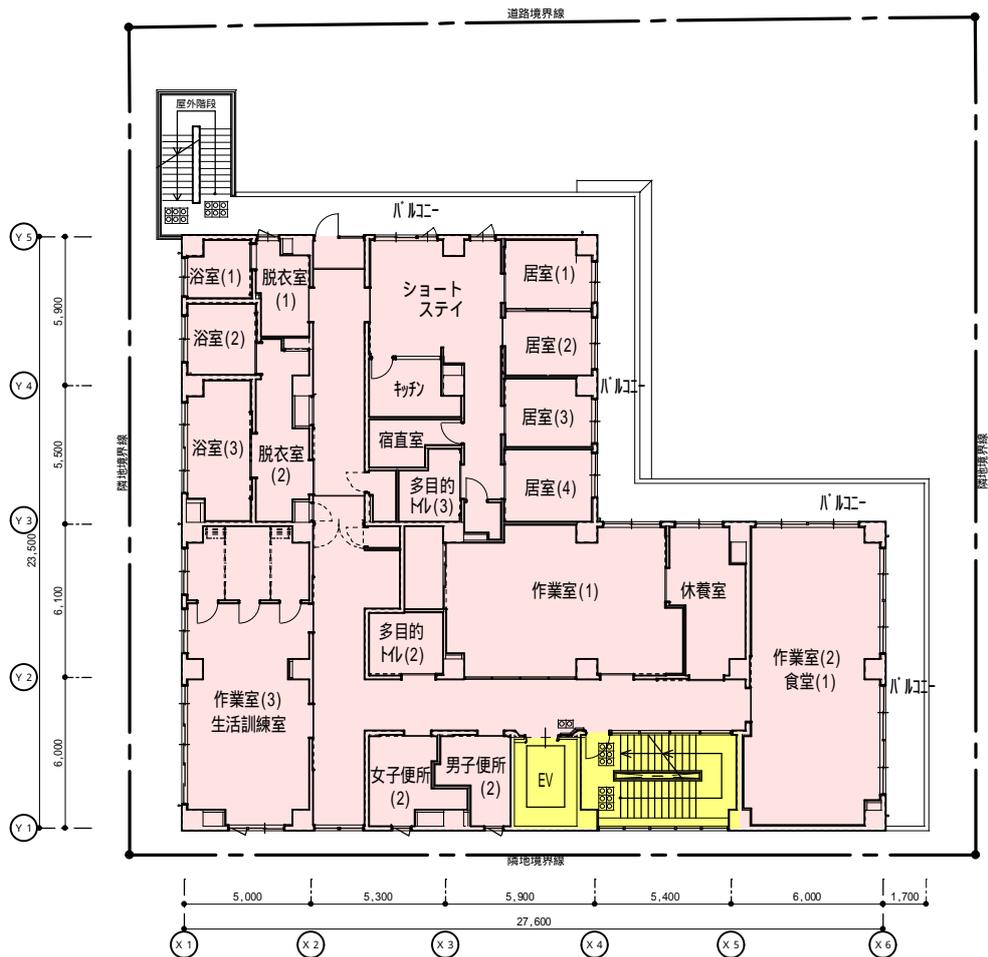
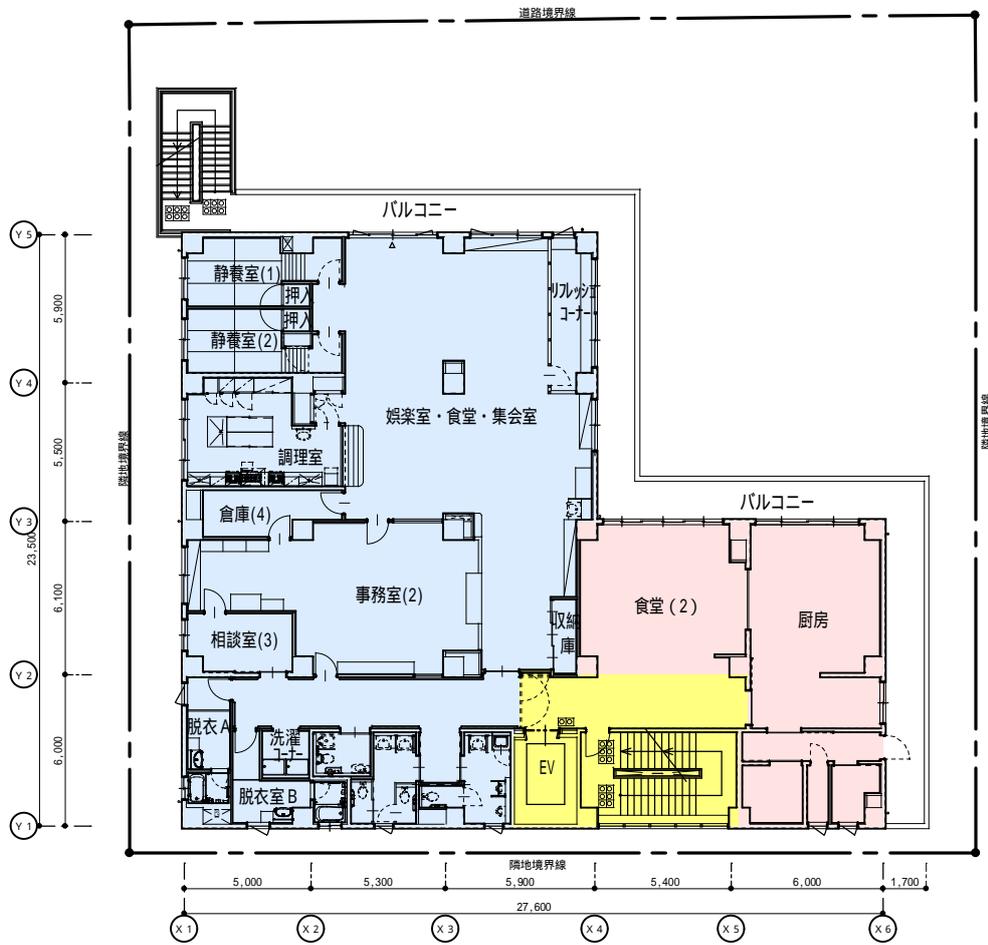
施設区分	地下1階	1階	2階	3階	4階	専用面積 (A)	按分率	施設全体共用部 按分面積 (B)	施設全体区分 面積 (A + B)
地域活動ホーム	0.00	271.06	485.15	107.06	130.75	994.02	73.54%	704.01	1698.03
生活支援センター	0.00	0.00	0.00	357.67	0.00	357.67	26.46%	253.32	610.99
共用部	542.14	292.97	33.49	53.91	34.82			957.33	
合計	542.14	564.03	518.64	518.64	165.57	1351.69	100.00%		2309.02



凡例

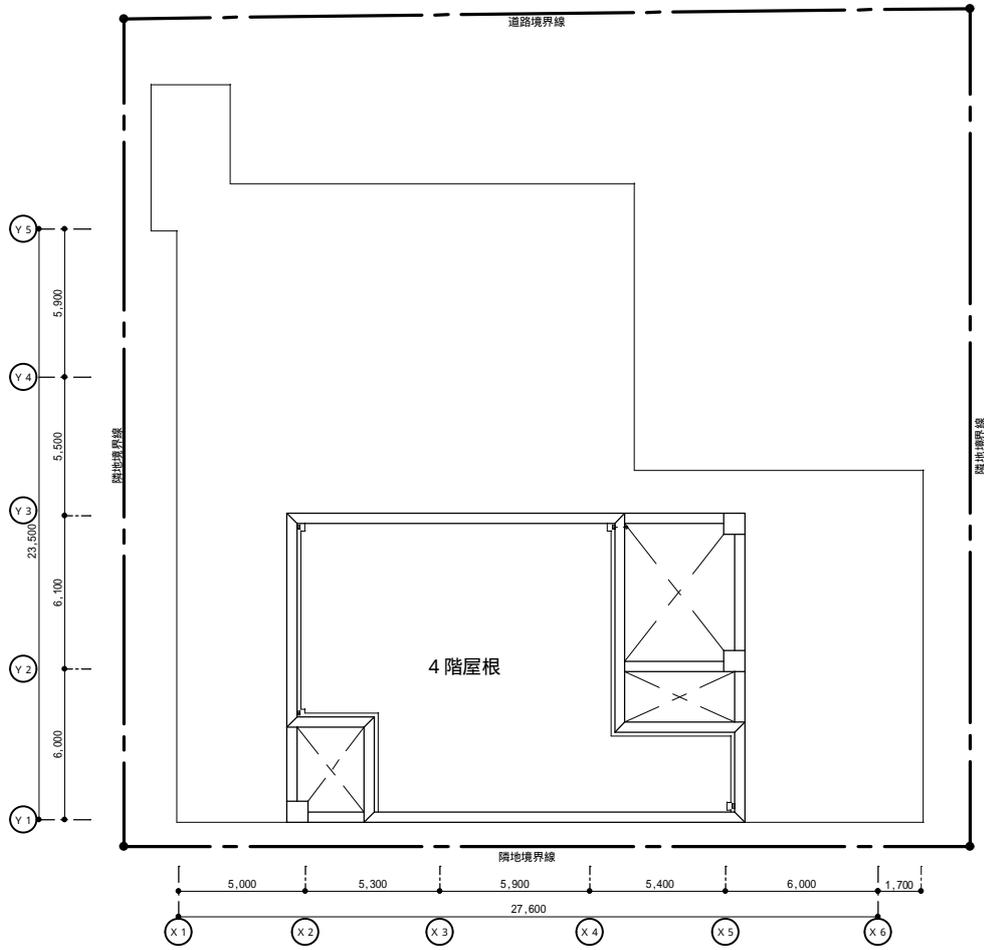
- 障害者地域活動ホーム
- 生活支援センター
- 共用部



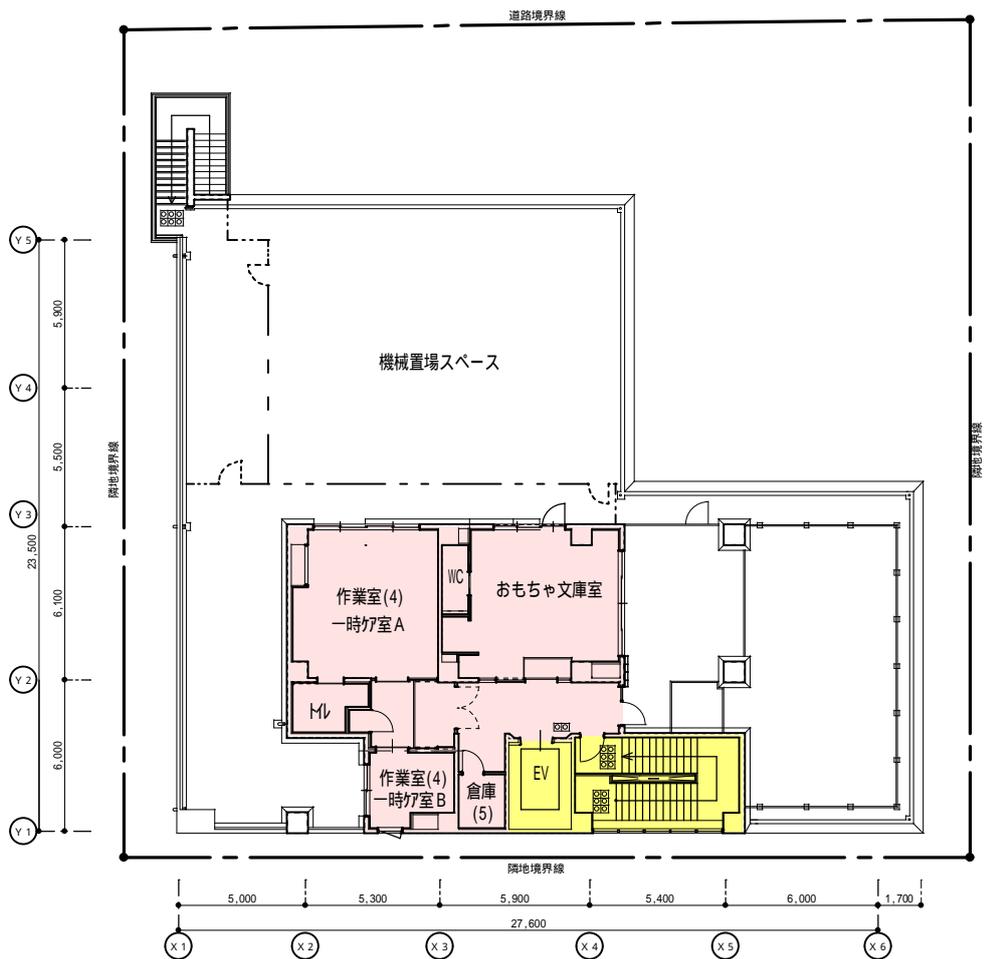


凡例

- 障害者地域活動ホーム
- 生活支援センター
- 共用部



R階平面図 1/300



4階平面図 1/300

凡例

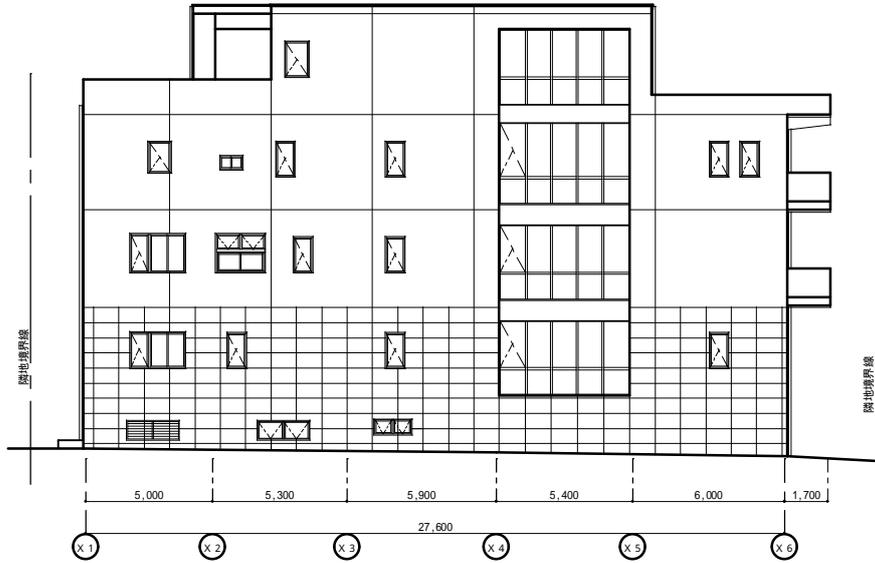
- 障害者地域活動ホーム
- 生活支援センター
- 共用部



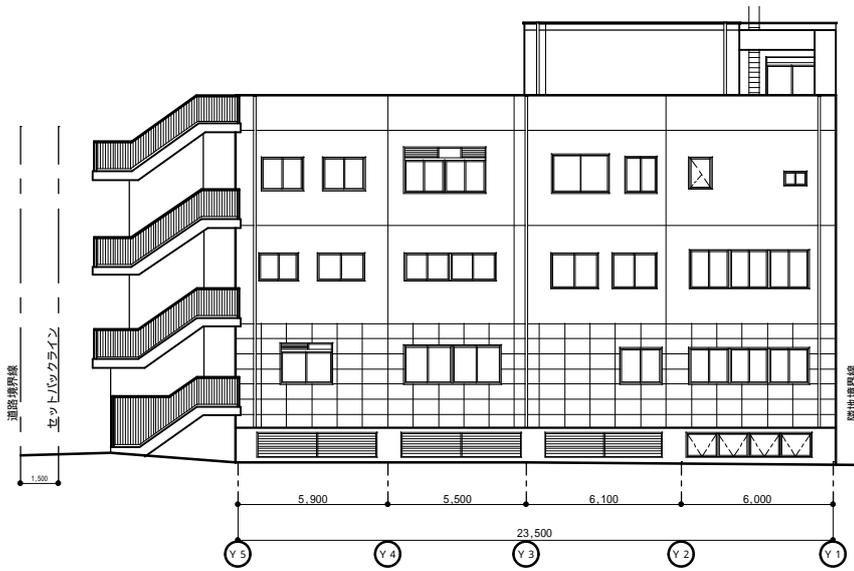
北側立面図 1/300



東側立面図 1/300



南側立面図 1/300



西側立面図 1/300

## 中区精神障害者生活支援センターの特性について

### 1 これまでの経過について

本施設は、合築施設である中区障害者地域活動ホーム（以下、「地域活動ホーム」という。）と併せて、「3障害一体サービス提供施設」として検討された経過から、両施設を運営する法人同士の連携が重要視されています。

地域活動ホームの設置運営法人は、平成21年5月に「よこはま障害者サポート協会設立準備会」と決定しており、その後、設置運営法人・関係団体・地域住民代表などで組織される「中区3障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会（以下、「建設委員会」という。）」において、具体的な整備計画や、地域活動ホームの事業内容などの検討を行っています。

また、建設委員会からは、生活支援センターとの連携・協力体制に関する調整期間を多くとりたいとの要望が根強く出されています。

### 2 指定管理者公募に係る特性について

#### (1) 建設委員会からの意見書提出について

上記経過から、本委員会委員長あて、「精神障害者生活支援センター指定管理事業者公募に向けての意見書」（別紙1）が提出されています。

(審査・選定過程における取り扱いの案)

ア. これまでの経過及び意見書提出の事実を記載し、評価基準項目の内容の一部に反映します。(公募要項 P10)

(抜粋) 評価基準項目

項目	審査の視点(例)	配点
<b>2 事業実施方針</b>		<b>15</b>
(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能	これまでの経過(※1)を踏まえ、生活支援センターが地域で果たすべき役割を法人として明確にイメージできており、機能についても検討がなされているか。	10

イ. 参考資料として、当該意見書を横浜市ホームページで公表します。

(2) 中区役所からの資料提出について

中区役所から、「中区精神保健福祉ニーズに関する調査」報告書（別紙2）が提出されています。

参考資料として、当該報告書を横浜市ホームページで公表します。

(3) 建物名称について

建物全体の愛称は、「みはらしポンテ」となることが決定しています（別紙3）。また、建物全体の機能を表す名称（例：障害者支援拠点 等）も今後決定され、愛称と併せて建物全体の名称となる予定です。

公募要項 P16「7 施設の概要」の但書として、建物愛称決定済みの事実及び建物名称決定の予定を記載します。

(4) 建設委員会への参加について

指定管理者として指定された後、建設委員会へ参加していただきます。

ア. 公募要項 P14「6 協定及び準備に関する事項」として、建設委員会への参加について記載します。

イ. 参考資料として、建設委員会規約及び委員名簿（別紙4）を横浜市ホームページで公表します。

平成 23 年 9 月 28 日

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会  
委員長 伊東 秀幸 様

中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会  
委員長 平山 正晴

### 中区精神障害者生活支援センター指定管理事業者公募に向けての意見書

私たち中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会は、法人型障害者地域活動ホーム及び精神障害者生活支援センターが連携したサービス提供のあり方について検討を進め、次のような施設づくりを目指しています。

- （1）障害種別にかかわらず個別のニーズに応じた専門的なサービスの提供
- （2）関係機関を効果的につなげるネットワークづくり
- （3）地域特性に応じたサービスを提供するとともに、地域住民の方からも愛される施設

法人型障害者地域活動ホームと精神障害者生活支援センターとの一体的整備というメリットを最大限生かせるよう、お互いの機能を効果的に活用できる事業内容を具体的に検討しているところです。

これらの趣旨と経過を踏まえ、中区精神障害者生活支援センターの指定管理者となる法人とは、協力体制を構築していきたいと考えておりますので、以上の趣旨を御賢察の上、審査・選定を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

## 「中区精神保健福祉ニーズに関する調査」報告書

---

横浜市中福祉保健センター

平成 23 年 7 月

目 次

I	調査の概要	P. 1
1	調査の目的	
2	調査の内容	
II	アンケート集計結果	P. 3
1	当事者アンケート調査	P. 3
2	家族・支援者アンケート調査	P. 17
III	中区での生活支援センターの方向性	P. 24
IV	資料	巻 末
	当事者アンケート、家族・支援者アンケート（自由記述）の回答内容	
	「中区精神障がい者の地域生活支援を考える会」報告書	
	寿地区における精神保健福祉に関する意見交換会 報告書	
	中区精神保健福祉ニーズに関するアンケート（当事者用）	
	〃	（家族・支援者用）

## I 調査の概要

---

### 1 調査の目的

---

横浜市では地域で生活する精神障害者の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る拠点施設として1区1箇所精神障害者生活支援センター（以下、生活支援センター）の整備を進めています。中区では平成25年度開所に向けて整備を進めています。

この調査は生活支援センターの機能やサービス内容を検討するための基礎資料とすることを目的とし、中区にお住まいで精神疾患のある方及び家族・支援者（施設職員・ボランティア等）を対象にアンケートを実施することにより生活支援センターに対するニーズや意見を把握しました。

### 2 調査の内容

---

#### (1) 調査対象

##### ① 当事者

中区内にお住まいで精神疾患のある方

##### ② 家族・支援者

中区内にお住まいの当事者の家族及び支援者（施設職員・ボランティア等）

#### (2) 調査方法

中区内及び中区に関係している精神科医療機関、関係団体、関係施設でのアンケート（資料参照）の配布、回収

#### (3) 調査期間

平成22年8月～9月

#### (4) アンケート回収数

① 当事者 308人

② 家族・支援者 127人（うち家族20人・支援者100人・どちらか不明7人）

(5) 調査協力依頼先 (順不同敬称略)

①精神科医療機関

石川町クリニック、大石クリニック、関内メンタルクリニック  
ことぶき共同診療所、寿町勤労者福祉協会診療所、青山会関内クリニック  
パークサイド柴田メンタルクリニック、みなと赤十字病院、ワシン坂病院

②精神障害者地域活動支援センター

アルク・デイケア・センター、はだしの邑、ほっとスペース関内  
百合の樹、ろばの家

③精神障害者グループホーム、ケアホーム

オリーブハイツ、すずらん荘、ベイサイド西之谷、GH見晴

④当事者団体、ボランティア団体等

かもめサポート、花花カフェ、夢のサロン

⑤家族会

家族会みなと会

⑥行政機関

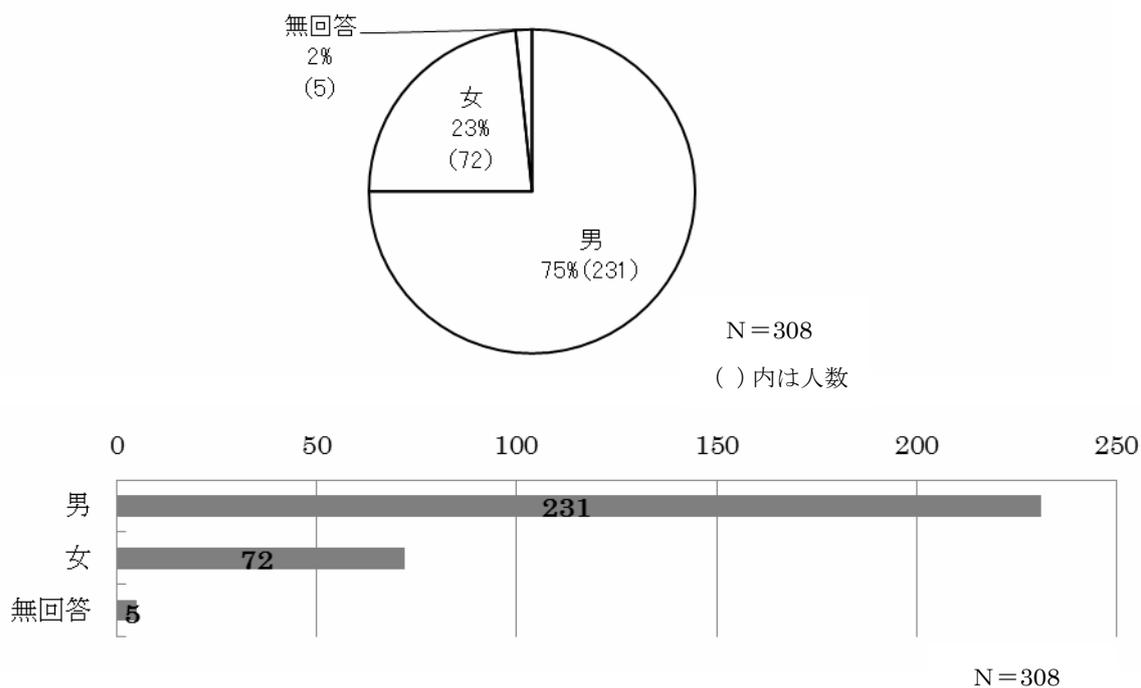
寿福祉プラザ、中福祉保健センター高齢・障害支援課、生活教室かもめ会  
中福祉保健センター保護課

## II アンケート集計結果

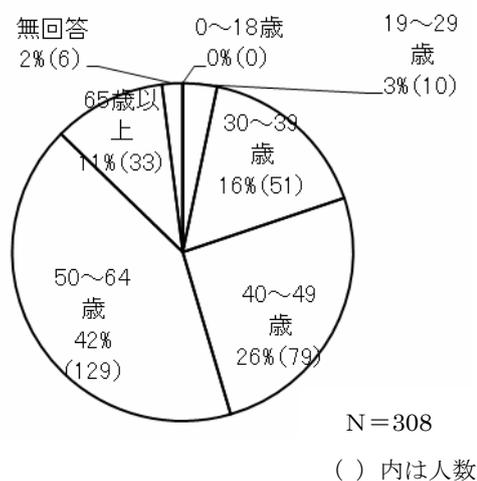
### 1 当事者アンケート調査

#### (1) 回答者の属性

##### ① 性別

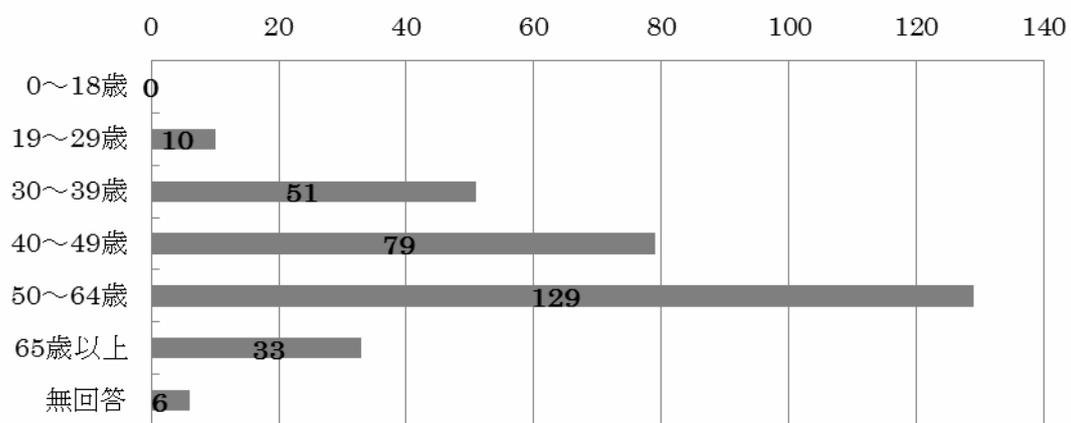


##### ② 年齢

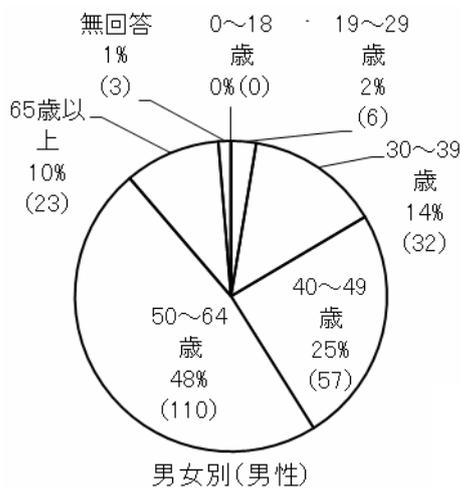


50歳～64歳までの人数が最も多く全体の42%を占めている。次いで40代が26%となっている。

男女別に年齢を見ると女性では50歳以上の人数の全体に占める割合は39%であるのに対し、男性では58%である。

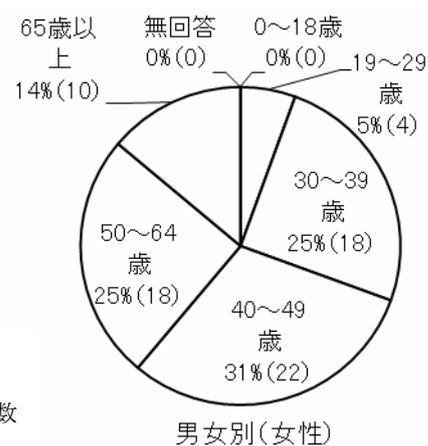


N=308



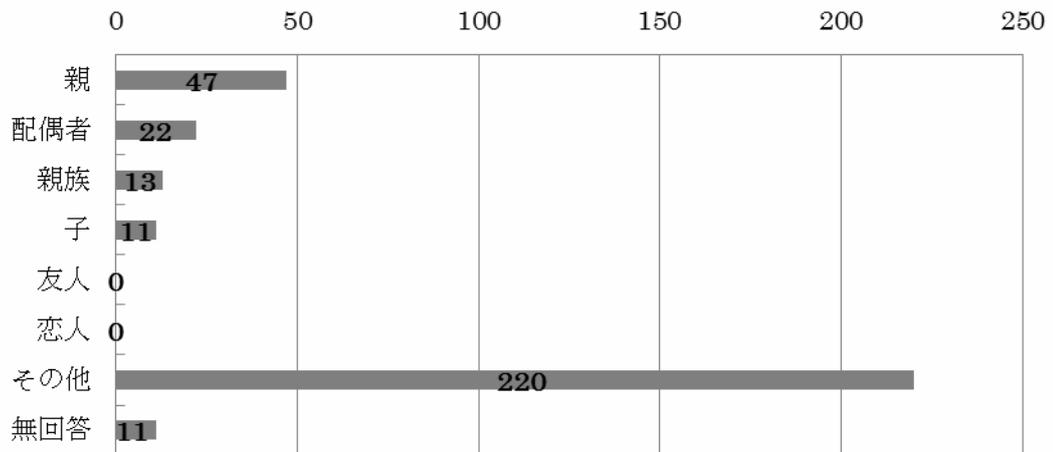
N=308

( )内は人数



### ③ 一緒に暮らしている人

最も多いのは「その他」で 220 人となっている。「その他」の内訳は 1人暮らし、施設入所、グループホームである。次いで「親」が 47人、3番目に「配偶者」が 22人となっており、単身世帯の人数が圧倒的に多い状況である。

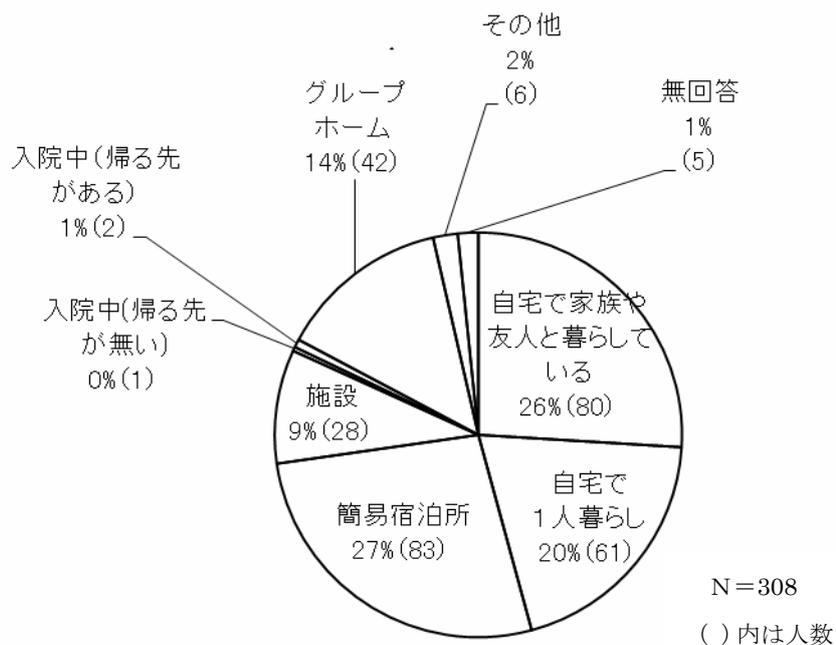


N=308

#### ④ 住まいの形態

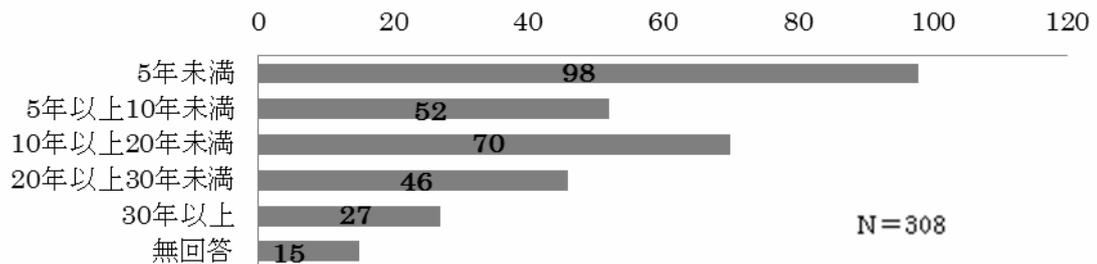
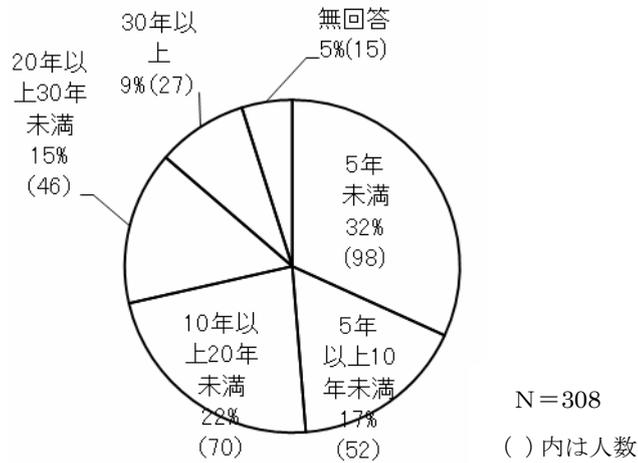
「簡易宿泊所」が27%で最も多く、次いで「自宅で家族や友人と暮らしている」が26%、3番目に「自宅で1人暮らし」が20%となっている。

自宅（持家または賃貸住宅）で暮らしている人は全体の46%となっている。

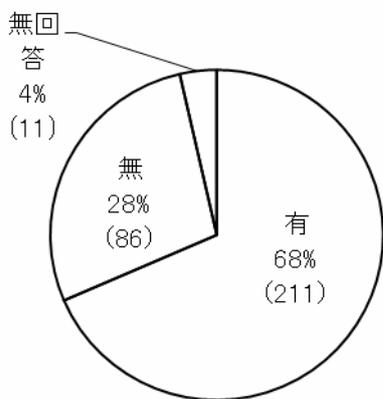


**(2) 精神科等の治療について**

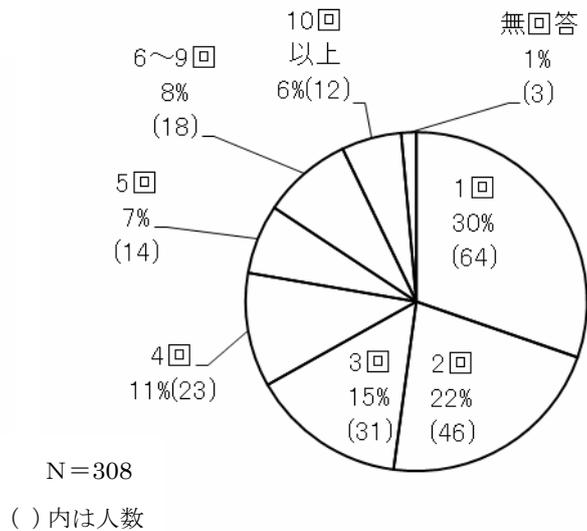
① 初めて精神科・神経科・心療内科等を受診してから経過した年数



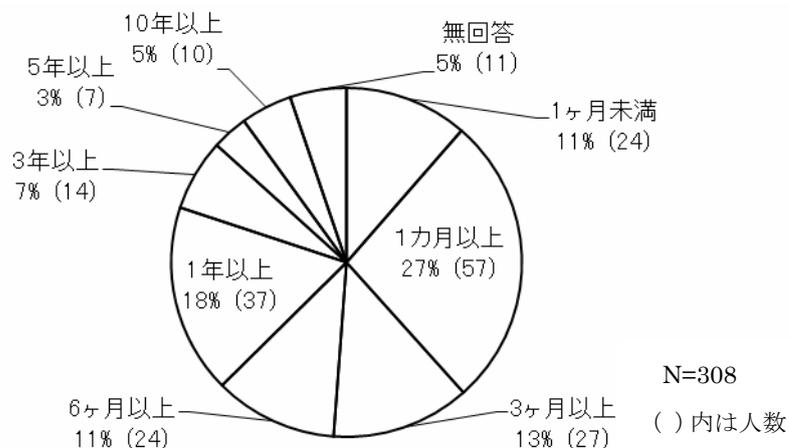
② 入院経験の有無



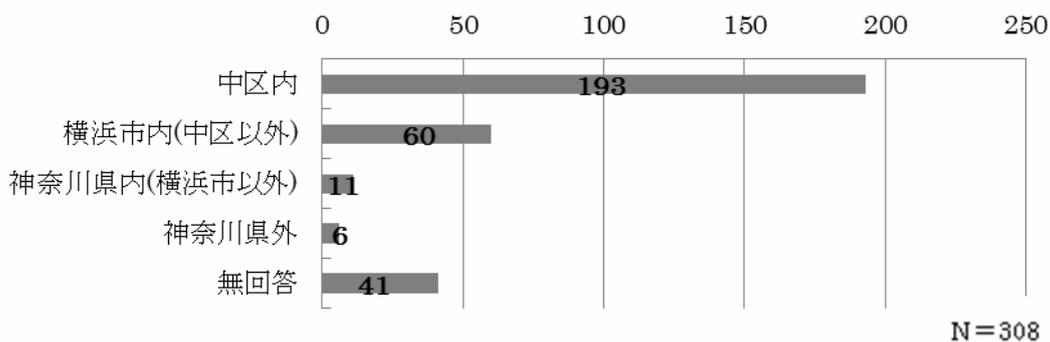
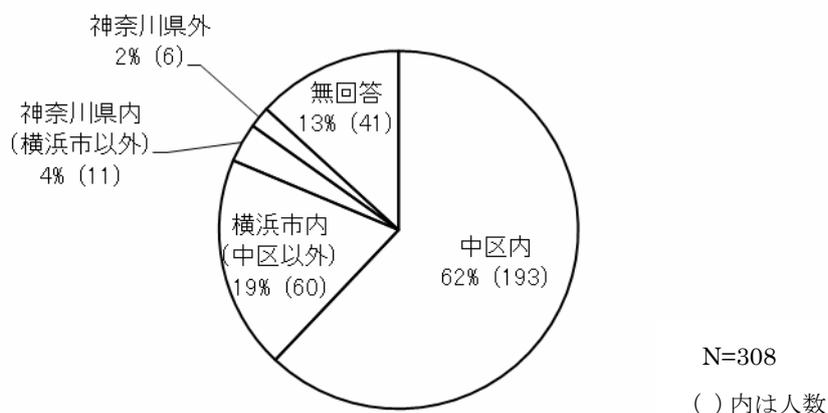
③ 入院回数



④ 入院期間



⑤ 現在通院・入院している医療機関の場所



⑥ 現在、入院中の方の退院希望 (現在入院中の方のみ回答)

あり 3人 なし 1人 調査回答数 4件のみ

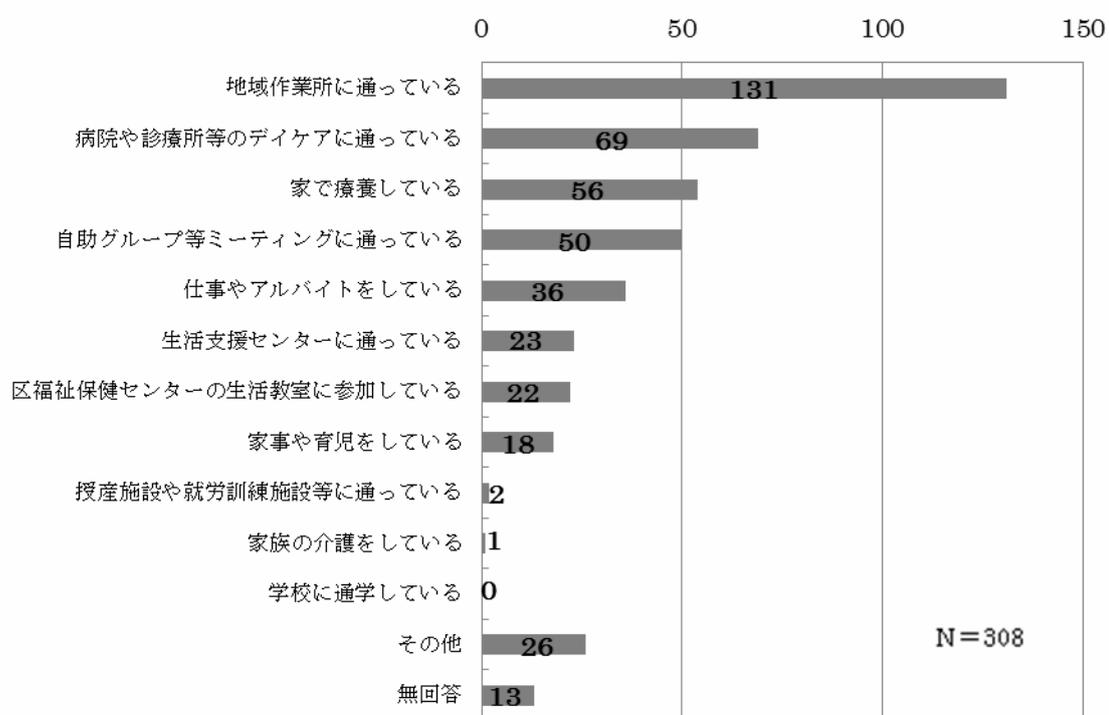
退院したいができない理由 (現在入院中の方のみ回答)

・家族や協力者がいるが反対している 1人 ・戻る場所がない 1人 ・病気が回復していない 1人

※有床の病院に協力を依頼し調査を実施したが入院中の方は病状への影響を配慮した結果、回答は4件にとどまった。

### (3) 普段の生活について

#### ① 日中の過ごし方（複数回答可）



（「その他」で自由記載のあった回答）

- ・趣味活動、信仰、ボランティア活動、友人と過ごしている、仕事を探している

#### ② 日常生活の満足度

「精神科・神経科等の治療や療養について」は「満足」「大体満足」が 63%、「精神科・神経科等以外の健康管理について」は「満足」「大体満足」が 48%となっている。

「仕事について」は「満足」「大体満足」が 30%に対し「無回答」が 34%と多くなっている。「収入について」は「満足」「大体満足」が 31%、「食事や片付けなど身の回りのことについて」は「満足」「大体満足」57%となっている。

N=308

精神科・神経科等の治療や療養について

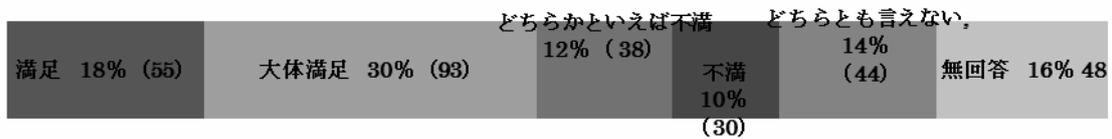
( )内は人数



仕事について



精神科・神経科等以外の健康管理について



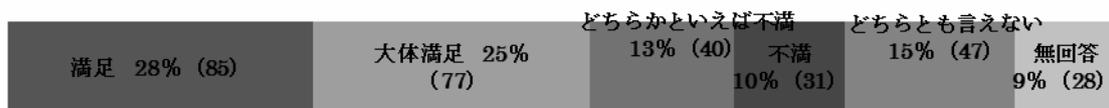
収入について



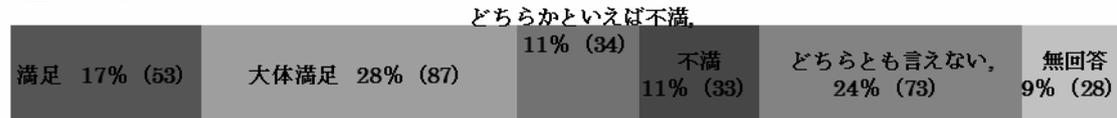
食事や片付けなど身の回りのことについて



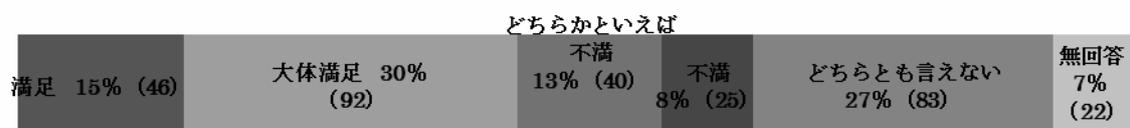
住まいの確保について



趣味いきがいについて

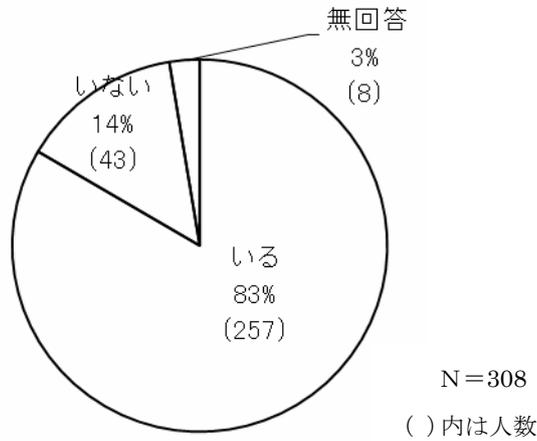


人付き合いについて



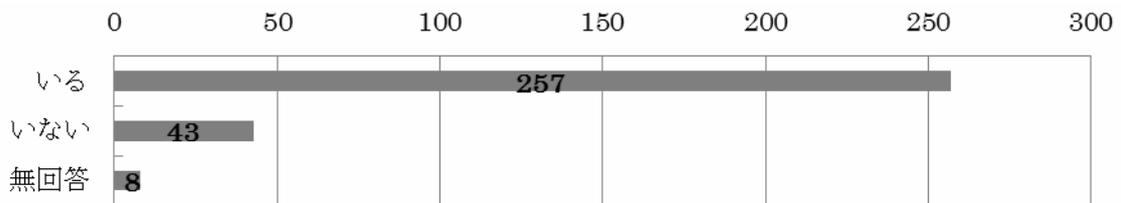
**(4) 日常生活の相談について**

**① 日頃身近に相談できる人の有無**



身近に相談相手が「いる」との回答が 83%である。

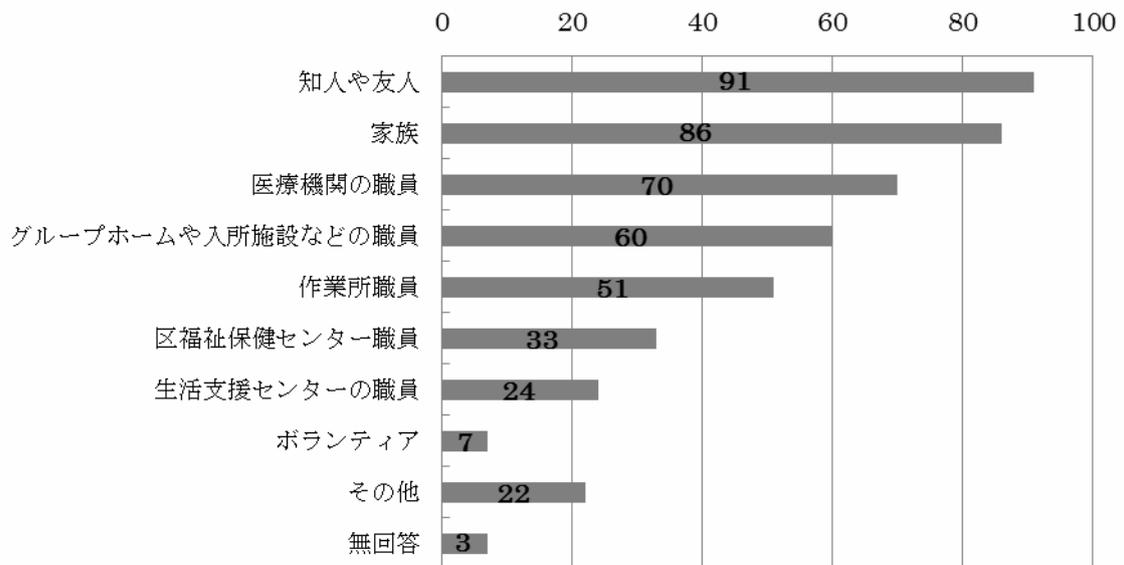
相談相手は「知人・友人」が最も多く 93 人、次いで「家族」87 人、「医療機関職員」72 人となっている。中区は未整備だが他区の「生活支援センターの職員」が 24 人いる状況である。



N=308

**② 相談相手**

(複数回答可、日頃身近に相談できる人が「いる」と回答された方のみ)



(「その他」で自由記載のあったもの)

N=257

・ホームヘルパー、カウンセラー、インターネット、AAスポンサー、同じ病気の仲間

### ③ 日常生活の相談の満足度

(日頃身近に相談できる人が「いる」と回答された方のみ)

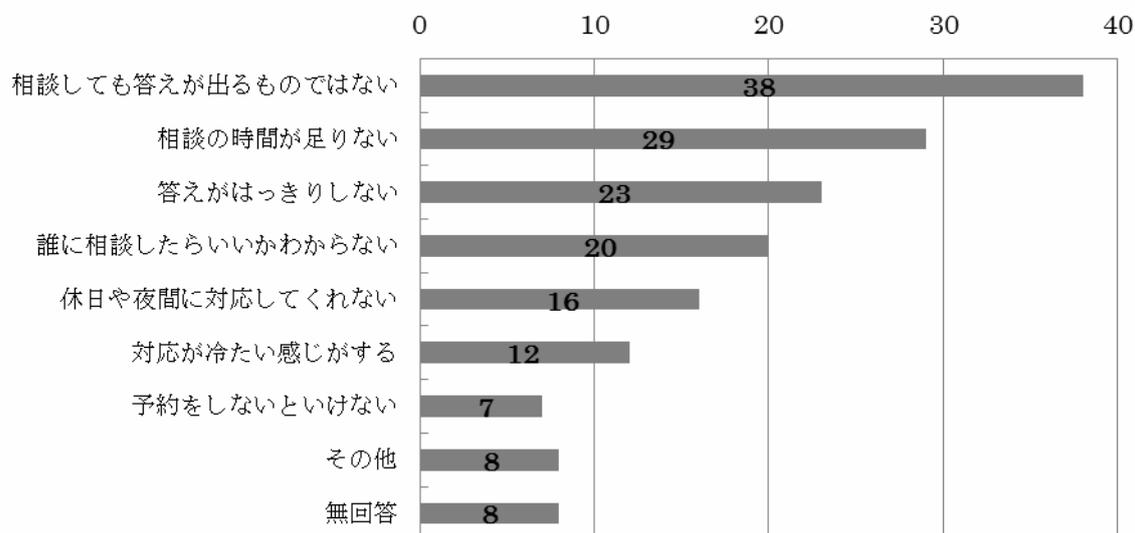
N = 257

( )内は人数



### ④ 不満の理由 (複数回答あり)

(日常生活の相談の満足度「やや不満、不満、どちらとも言えない」と回答された方のみ)



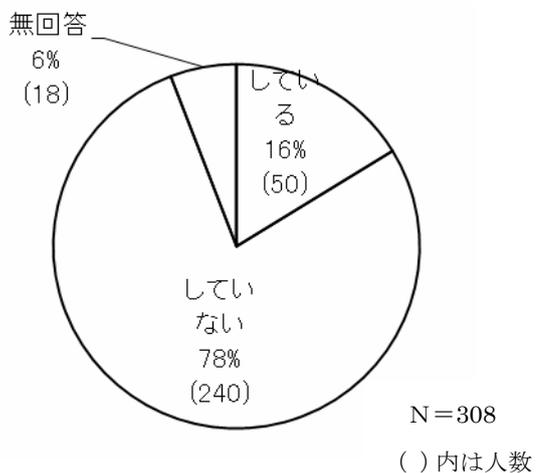
N = 86

(「その他」で自由記載のあったもの)

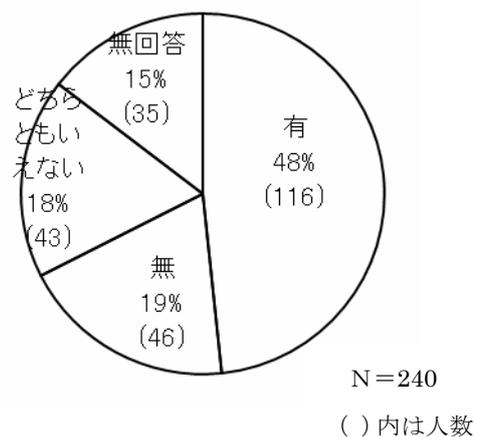
- ・相談することに不安 (不利益があるのではないかなど) がある
- ・相談しても一般的なことしか答えてもらえない気がする
- ・愚痴を言う感じになってしまう

(5) 仕事について

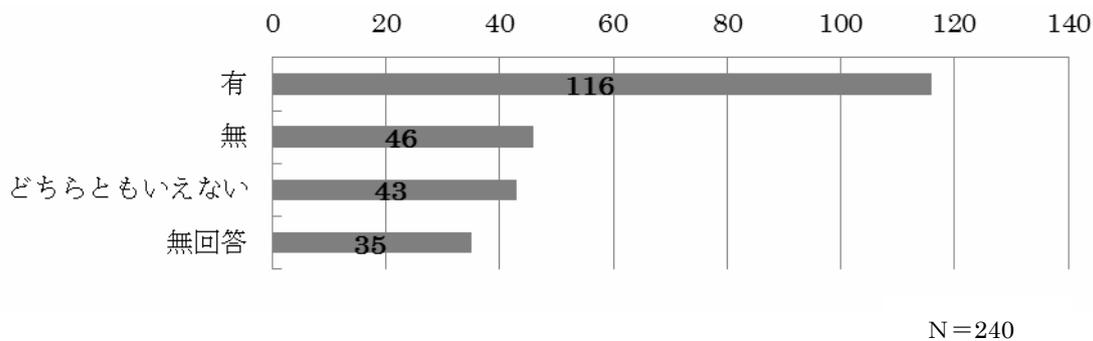
① 一般就労やアルバイトの有無



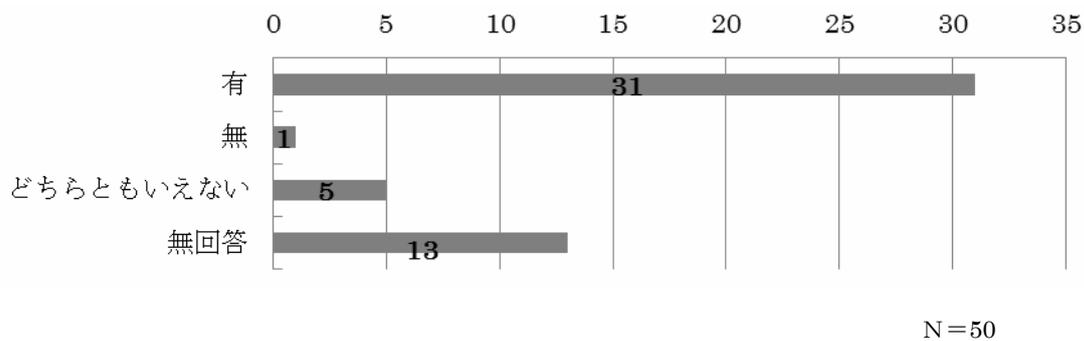
② 就労意向 (現在就労していない方のみ回答)



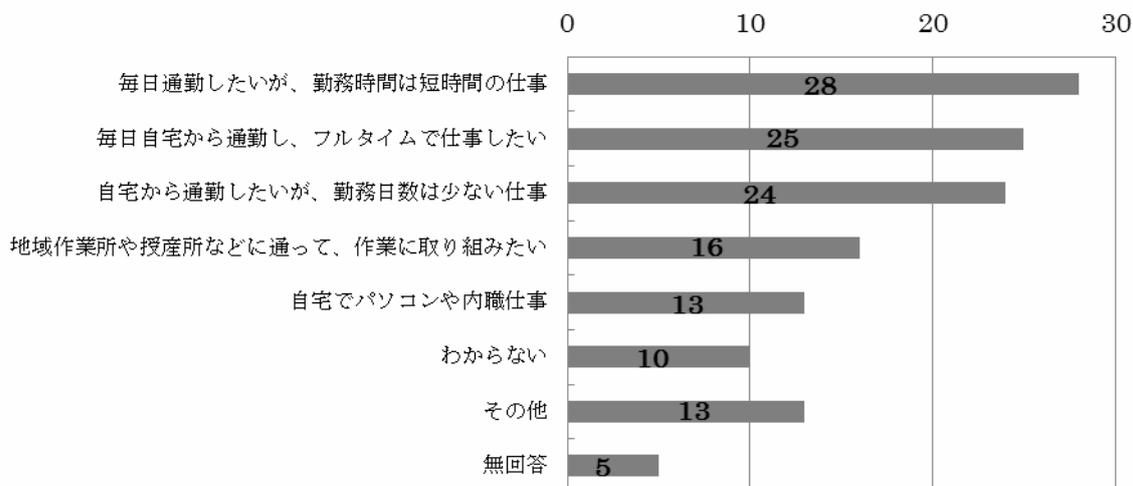
《就労意向 (現在就労していない方のみ回答)》



③ 就労継続意向 (現在就労している方のみ回答)



④ どのような仕事に就きたいか（現在未就労で就労希望者のみ回答。複数回答あり）

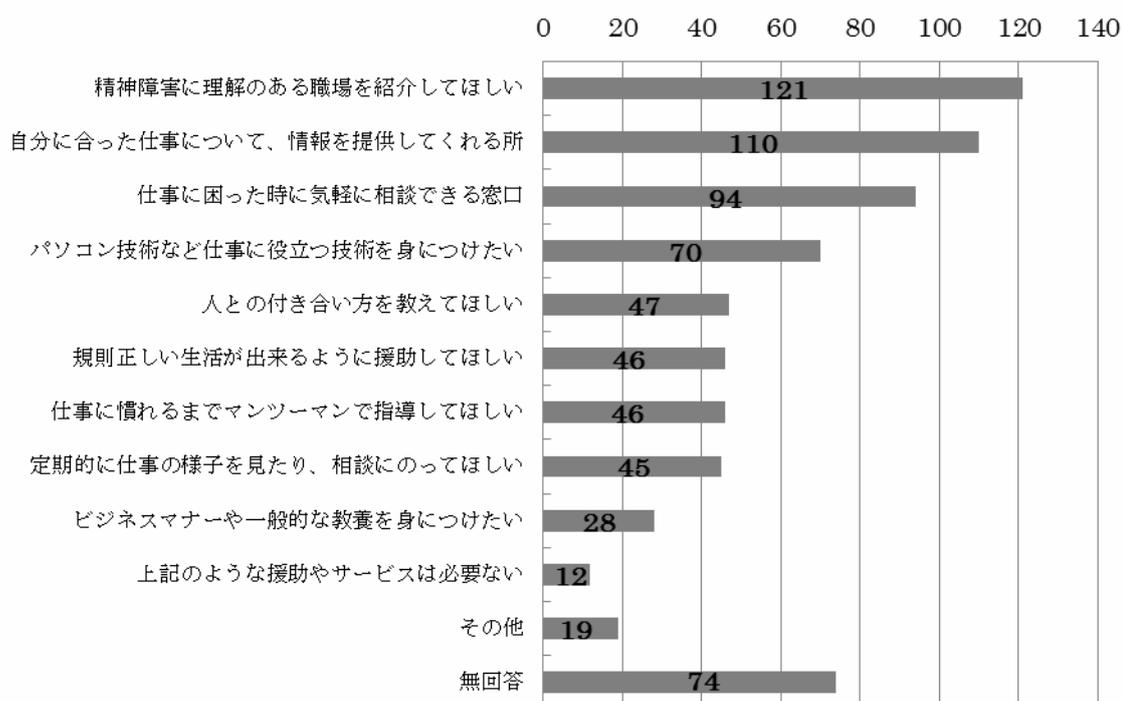


（「その他」で自由記載のあったもの）

N = 116

- ・ ボランティアか短時間のアルバイトを希望している
- ・ 住み込み就労がしたい
- ・ 調理等の仕事がしたい
- ・ 自分で店を開きたい
- ・ 地味な仕事（裏方の仕事）で家から近い所で働きたい。
- ・ 資格を生かした仕事に就きたい

⑤ 仕事をするには、どのような支援があったら良いか（複数回答可）



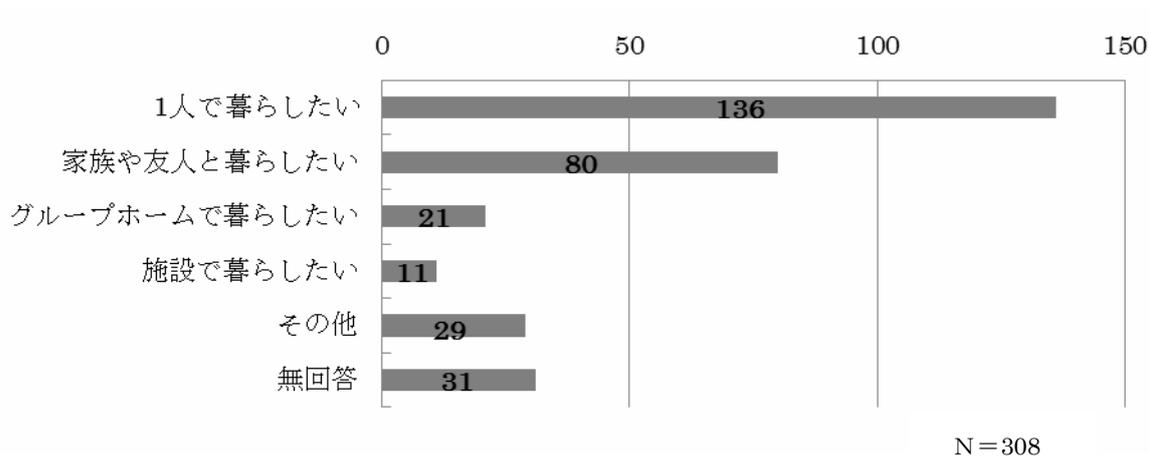
N = 308

(「その他」で自由記載のあったもの)

- ・選択肢に書いてある事は、皆必要と思う。しかし、本当に必要なのは、精神や気分障害があったとしても、普通に付き合ってくれる人材なのだろうと思う。どういう窓口を設けても、心のこもらない人をあてはめればぶちこわしだろうし、逆に何の機関をつくらなくても、心を込めて普通に受け止めてくれる人が多くいれば多少の障害があっても、安心して暮らせる、働ける社会になっていくと思う。行政でも、企業でもそういう人材づくりをまずお願いしたい。少し変わっているけれど、ちゃんと暮らせる、働けると思える社会であって欲しいと思う。
- ・精神障害者が中心の単純作業でよいので、一般社会に復帰するまでのリハビリ、訓練的な場所があればよいと思う
- ・現在ある技術のスキルアップを援助して欲しい

## (6) 今後の生活について

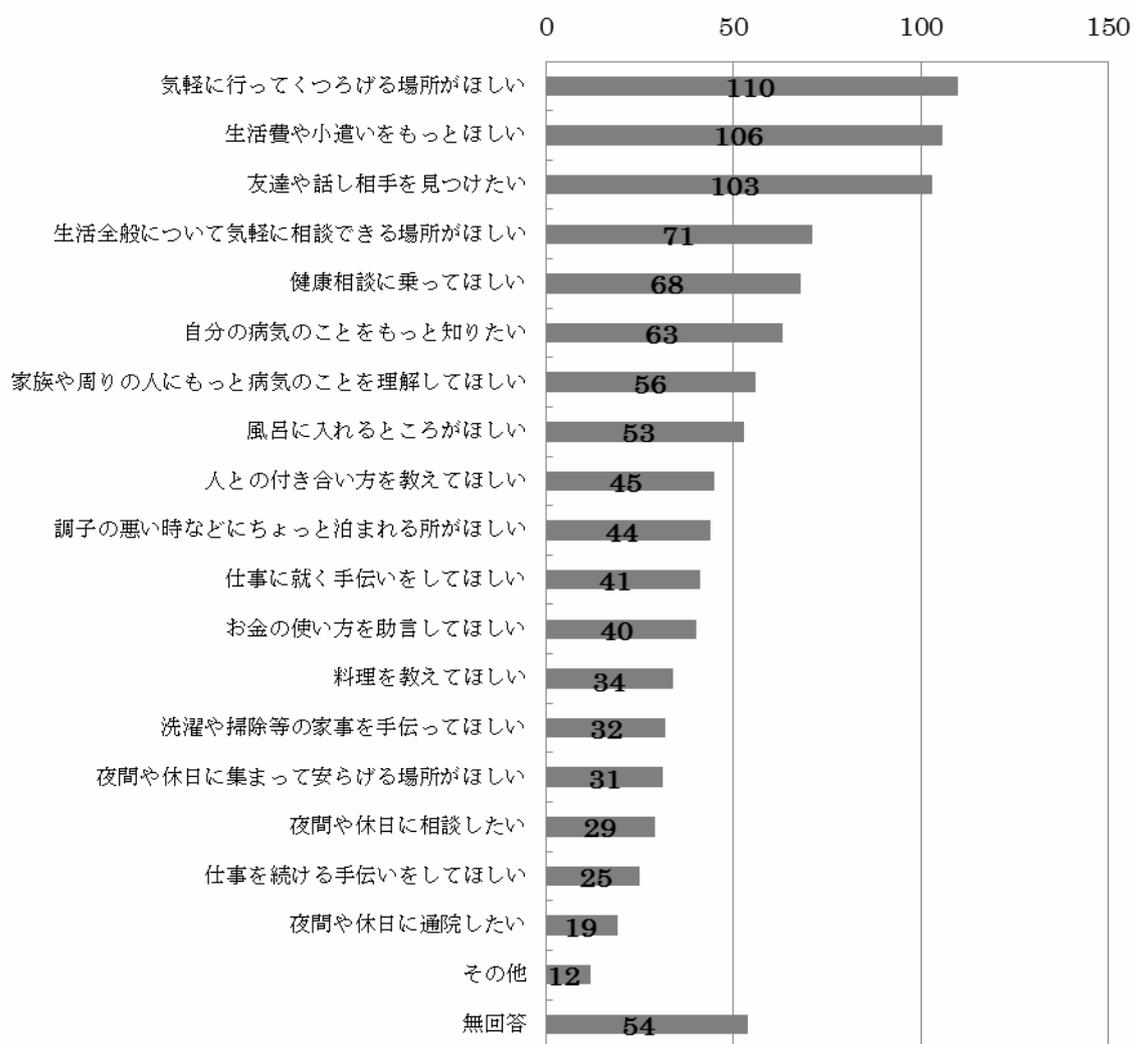
### ① 将来誰と暮らしたいか



(「その他」で自由記載のあったもの)

- ・結婚して家族をもうけたい
- ・今のところ誰と暮らすかはわからない
- ・今のままで良い
- ・老人ホームで仲間と暮らしたい
- ・田舎で、動物と暮らしたい

② 生活するのにあったら良い支援は何か (複数回答可)



N=308

(「その他」で自由記載のあったもの)

- ・体力向上を図れる機会を得られる支援

③ 今後やってみたいこと (自由記述)

大分類	小分類	記述数
生活	今後の暮らし方	14
	結婚	13
	環境の改善	8
	健康維持	4
	経済面での安定	2
	生活の自立	2
	食事の充実	2
就職	仕事内容	36
	資格取得・技術習得	8
活動	趣味を続けたい	10
	趣味を見つけたい	7
	ボランティア・社会貢献	5
交友関係	友人との付き合い	5
	異性との付き合い	3
その他	その他	30

## 2 家族・支援者アンケート調査

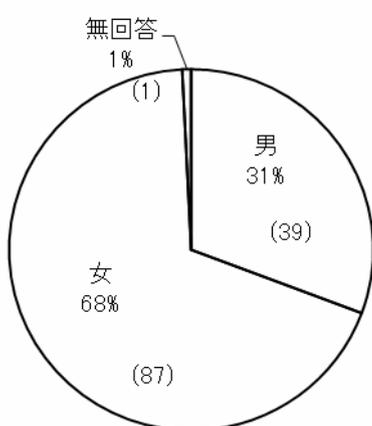
### (1) 回答者の属性

性別は女性が男性2倍以上となっている。

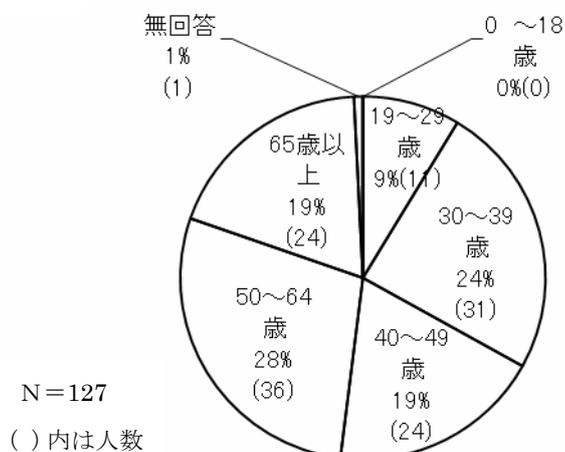
年齢は「50～64歳」が最も多く28%、次いで「30～39歳」24%、「40～49歳」19%となっている。

当事者との関係は支援者が100人で家族が20人、無回答7人となっている。

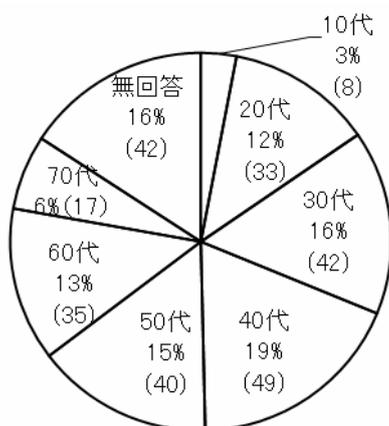
#### ① 性別



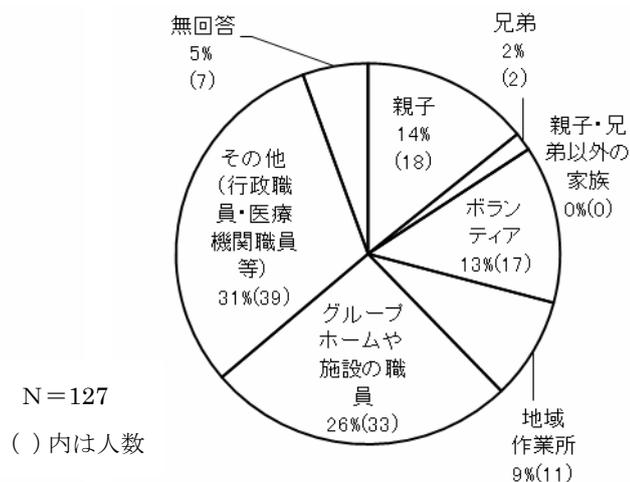
#### ② 年齢



#### ③ 当事者の年齢は（複数年代有）



#### ④ 当事者との関係



（「その他」で自由記載のあったもの）

行政職員・地域活動支援センター・医療機関職員

## (2) 当事者の方の普段の生活について

### ① 当事者の方の生活について家族・支援者はどのように感じているか

N=127

( )内は人数

#### ・精神科・神経科等の治療や療養について

満足 2% (2)	大体満足 27% (35)	どちらかという と不満27% (34)	不満 7% (9)	どちらともいえない, 24% (31)	無回答 13% (16)
--------------	------------------	------------------------	--------------	------------------------	-----------------

#### ・精神科・神経科等以外の健康管理について

満足 2% (3)	大体満足 21% (27)	どちらかという と不満29% (37)	不満 8% (10)	どちらともいえない, 25% (31)	無回答 15% (19)
--------------	------------------	------------------------	---------------	------------------------	-----------------

#### ・当事者の仕事について

満足 2% (3)	大体満足 15% (19)	どちらかという と不満20%(26)	不満 17%(21)	どちらともいえない, 35%(44)	無回答 11%(14)
--------------	------------------	-----------------------	---------------	-----------------------	----------------

#### ・当事者の収入について

満足 1% (1)	大体満足 12%(16)	どちらかという と不満21%(27)	不満, 18%(23)	どちらともいえない, 35%(44)	無回答 13%(16)
--------------	-----------------	-----------------------	----------------	-----------------------	----------------

#### ・当事者の食事や片付けなど身の回りのことについて

満足 3% (4)	大体満足 27%(34)	どちらかという と不満24%(31)	不満 9% (11)	どちらともいえない, 23% (29)	無回答 14% (18)
--------------	-----------------	-----------------------	---------------	------------------------	-----------------

#### ・住まいの確保について

満足 6% (7)	大体満足 20%(26)	どちらかという と不満24%(31)	不満 12% (15)	どちらともいえない, 25% (32)	無回答 13% (16)
--------------	-----------------	-----------------------	----------------	------------------------	-----------------

#### ・趣味やいきがいについて

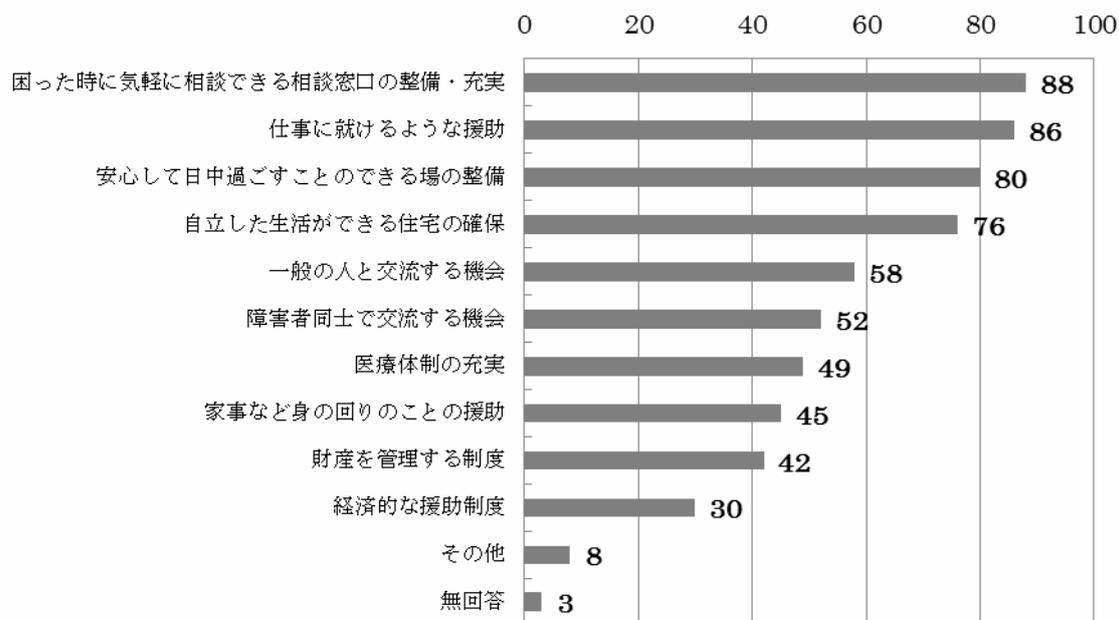
満足 1% (1)	大体満足 15% (19)	どちらかという と不満28%(36)	不満 17% (21)	どちらともいえない, 28% (36)	無回答 11% (14)
--------------	------------------	-----------------------	----------------	------------------------	-----------------

#### ・当事者の人付き合いについて

満足 1% (1)	大体満足, 19% (24)	どちらかという と不満23%(29)	不満 17% (22)	どちらともいえない, 30% (38)	無回答 10% (13)
--------------	-------------------	-----------------------	----------------	------------------------	-----------------

### (3) 当事者に必要な支援について

#### ① 当事者のためにどのような支援があったらよいか（複数回答可）



N = 127

（「その他」で自由記載のあったもの）

- ・ 民事的なトラブルの前段階のようなところで相談できる場所
- ・ 当事者が外国人のため医師や支援者との基本的なコミュニケーションが難しい
- ・ 栄養指導と運動を促進してくれる場所
- ・ 障害者のスポーツクラブ
- ・ 当事者が自らの病気の回復の体験をいかした仕事（例えば：当事者スタッフ、ピアスタッフなど）ができる場所があれば良い

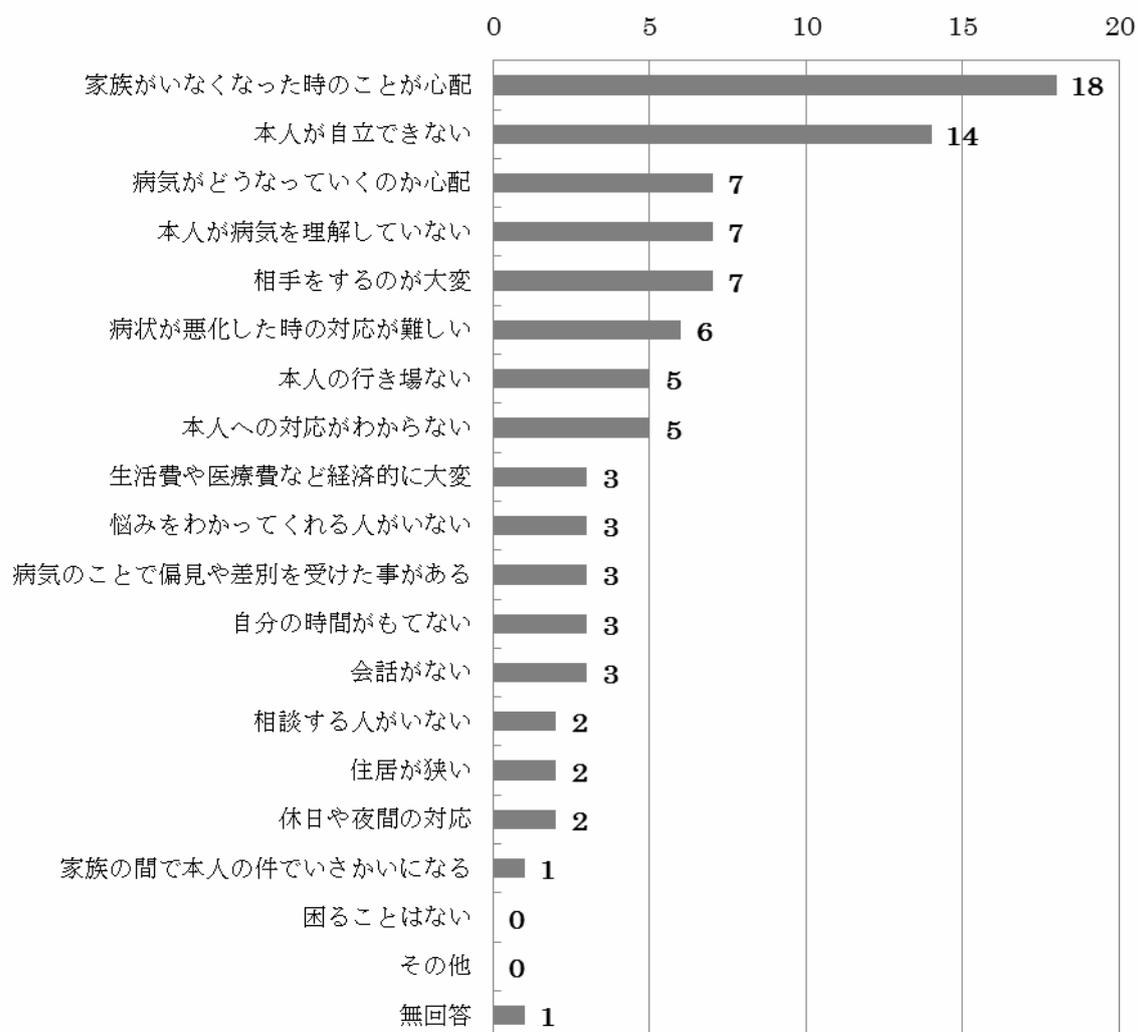
#### (4) 家族の意識とニーズ

「①当事者との生活で困っていること」は「家族がいなくなった時のことが心配」が18人、「本人が自立できない」14人と特に多い。また「病気がどうなっていくか心配」「本人が病気を理解していない」が7人おり病気に関する困りごとが次いで多い。

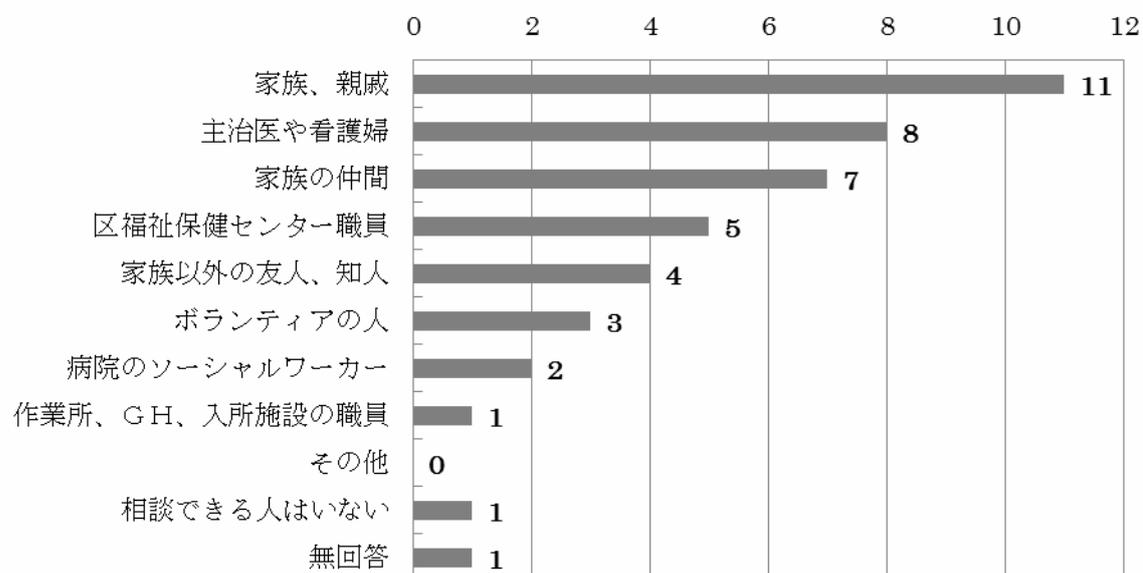
「②相談相手」は「家族、親戚」が11人で最も多く、次いで「主治医や看護婦」が8人、「家族の仲間」が7人となっている。

「③相談相手の満足度」は「満足」が16%「だいたい満足」が53%である。

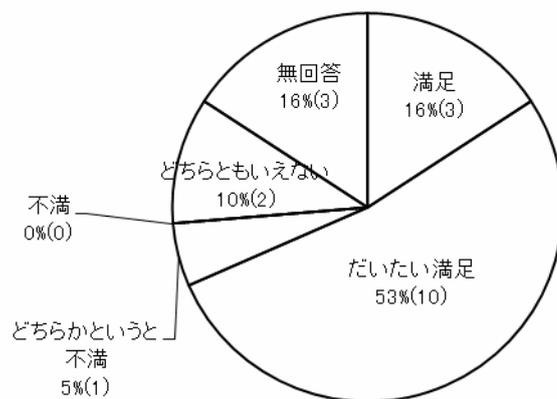
##### ① 当事者との生活で困っていること（家族の方のみ回答、複数回答可）



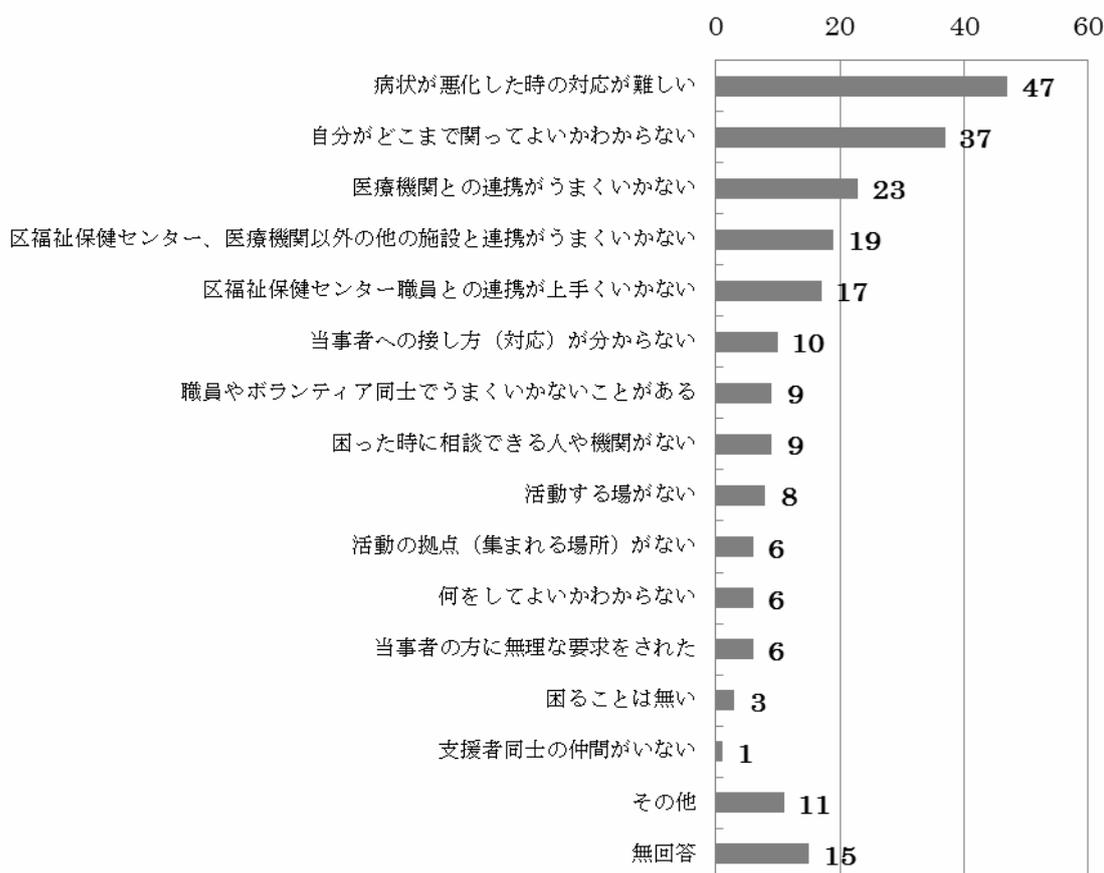
② 相談相手（家族の方のみ回答、複数回答可）



③ 相談相手の満足度（家族の方のみ回答、複数回答可）



(5) 支援者が当事者と接していて困ること (支援者の方のみ回答、複数回答可)



(「その他」で自由記載のあったもの)

- ・ 単身者のネットワークづくり、身体合併症への対応に困る
- ・ 制度の利用方法がわかりづらい
- ・ 支援者の疲労
- ・ 施設の理想の在り方がわからない、どういう施設がよいのか、どこを目標にしてよいか  
わからない
- ・ ボランティアのマンパワー不足
- ・ 活動の拠点(集まれる場所)はあるが、もっと広い部屋が数多くほしい
- ・ 医療機関の医師が忙しすぎる、ケアワーカーも同様である
- ・ 自分一人で支えているようで苦しくなる
- ・ 受療意思の低い方の服薬管理や受療援助が難しい

(6) 今後どのような精神障害者福祉保健サービスが重要と思うか (自由記述)

大分類	小分類	記述数
制度施策	施設等の充実	9
	相談支援	3
	地域移行支援	2
	介護サービス	2
	ボランティア活動支援	2
	受診受療の支援	1
	金銭管理の支援	1
連携やネットワーク	地域関係機関の連携	4
	ケアマネジメント機能	2
医療	救急医療体制	2
	医療内容の充実	2
	身体疾患への医療対応	1
障害の理解	普及啓発	8
	地域交流	3
	家族への働きかけ	2
その他	体の運動プログラム	2
	ピアサポートの育成	1
	働く場の提供	1
	活動資金収集	1
	将来への不安解消	1
	その他	4

### Ⅲ 中区での生活支援センターの方向性について

#### これまでの検討経過

中区では地域関係機関・団体が精神障害を持つ方や家族が安心して暮らせる地域を目指し、「病気や障害への理解を深め」「必要な地域支援とは何かを、当事者と共に考える」活動をすすめてきました。

このような中で、「より身近で、休日夜間に対応する相談機能」「地域社会資源をより効果的につなげていくネットワーク・連携機能」「毎日の生活を支援する衣・食・住に関するサービス提供機能」を持ち、精神障害者の在宅生活を支援する基盤となる生活支援センターの設置が強く求められていました。

平成 17 年 5 月の中区精神保健福祉地域関係機関連絡会において、家族会、作業所を運営する市民団体、ボランティアグループからの呼びかけがあり、「中区精神障がい者の地域生活支援を考える会」(以下「考える会」)が発足しました。「考える会」は区内の当事者、福祉施設(作業所・グループホームなど)、市民グループ、ボランティア、医療機関、行政機関で構成され延べ 345 人の参加者で 12 回(平成 17 年 7 月～平成 18 年 10 月)開催されました。その中で「中区らしい拠点づくり」「中区に必要な地域生活支援とは何か」が検討されました。

また「考える会」で出された課題は、「3 障害一体サービス提供施設」機能検討プロジェクト(平成 17 年 11 月から平成 19 年 12 月まで計 16 回開催)に引き継がれ、中区での生活支援センターの機能と地域活動ホームと生活支援センターの連携について検討がされました。

#### 孤立を防ぐ身近な相談機能

当事者アンケートの「日常生活の相談について」では「日頃身近に相談できる人がいない」と 308 人のうち 43 人が回答しており、単身世帯が多い中区の当事者に対し既存の相談支援機関や地域社会資源では対応しきれていない状況が明らかになっています。また「身近に相談者がいる」と回答した 257 人のうち 24 人が他区的生活支援センター職員を相談相手であると回答しています。家族・支援者アンケートでは「当事者に必要な支援は何か」で「困った時に気軽に相談できる相談窓口の整備・充実」が最も多く 127 人のうち 88 人回答しており、今後中区での生活支援センターの生活相談に対するニーズが確認できます。

相談の内容としては当事者アンケートの「生活するのにあったら良い支援は何か」の

質問に対し「生活全般について気軽に相談できる場所がほしい」「健康相談に乗ってほしい」が上位にあり、生活全般で困った時のちょっとした相談や当事者自身の健康に関する相談ができることが期待されています。また精神保健福祉に関する制度施策や地域社会資源、専門の相談窓口が増えてきており、地域で暮らす当事者が増え続けている現状では当事者ひとひとりに合った地域社会資源や制度施策、相談窓口を情報提供したり、その活用を支援していくためのソーシャルワークやケアマネジメントが身近な生活相談の場面に必要になっています。この他にも当事者や家族が病気のことや健康についての相談したいとの希望もあるため精神科医師などによる専門相談も必要になっています。

### 当事者の社会参加に向けた拠点としての活動

---

当事者アンケートの「生活するのにあったら良い支援は何か」の質問では「気軽に行ってくつろげるところがほしい」が最も多く、308人のうち110人が回答しています。また「友人や話し相手を見つけない」と308人のうち103人が回答しており、3番目に多い状況になっています。「日常生活の相談について」では「日頃身近に相談できる人がいる」と回答した257人のうち91人が相談相手は「知人・友人」との回答しており1番多い状況です。このことから当事者の身近な相談相手には知人・友人がなっていることが多く、友人や話し相手を作る機会を得たいというニーズが明らかになっています。「日常生活の満足度」では「趣味いきがいについて」、「人付き合いについて」が「満足・大体満足」の回答が45%と半数以下になっています。

家族・支援者アンケートでは「当事者に必要な支援について」で「安心して日中過ごすことのできる場の整備」が127人のうち80人が整備を希望しています。「当事者の方の普段の生活について」で「趣味いきがいについて」は「満足・大体満足」の回答が26%と低く、「人付き合いについて」は「満足・大体満足」の回答が20%とさらに低くなっています。

これらのことから「気軽にくつろげる場所」としての機能のほか、「仲間づくりの場所」としての機能も期待されており、当事者の趣味やいきがいを見つけるための機会となるようなプログラムやサークル、イベント、ピアサポートなどのメニューを多く持つことで、当事者同士の交流が促進されるような機能が求められています。

## 生活を立て直すための支援

---

中区は一人暮らしの当事者の数が多い状況です。「生活するのにあったら良い支援はなにか」で「風呂に入れるところがほしい」が 53 人回答しています。生活する上での基本となる「衣・食・住」に対する支援は地域で生活する精神障害者の自立生活を支援する重要な機能であり、食事サービス、入浴サービス、洗濯機の利用サービスの充実が期待されています。

## 家族・支援者の活動への支援

---

当事者アンケートの「生活するのにあったら良い支援は何か」では「家族や周りの人にもっと病気のことを理解してほしい」が 308 人のうち 56 人が回答しており、当事者が自身の病気を家族に理解してもらっていないと感じています。

家族・支援者アンケートの「当事者との生活で困っていること」では「家族がいなくなった時のことが心配」「本人が自立できない」「病気がどうなっていくのか心配」「本人が病気を理解していない」など多くの困りごとを抱えています。

そのため相談窓口や交流、情報交換の場、当事者の病気の理解を深めるための学習会など家族・支援者の活動への支援が行われることが必要になっています。

## 地域交流・普及啓発の促進・地域関係機関のネットワーク強化

---

アンケートの自由記載にも書かれているとおり、まだまだ精神障害に関する社会の理解は十分に広まっておらず、誤った知識や偏見が残っている状況です。地域で暮らす当事者が増えてきている中で地域社会の精神障害の理解を広めていく必要があります。普及啓発の方法として講演会等の開催し理解を広めていくことの他に地域社会や地域に暮らす人達との交流が重要になっています。そのため地域関係機関と共同して地域に開かれたイベントの開催やボランティア講習会、地域の人達と交流していく機会の提供を積極的に図っていく必要があります。

また地域社会での当事者の生活を支えていくために地域関係機関同士のネットワークの強化とともに地域関係機関と医療機関の連携を図っていくことが今後も継続して必要になっています。

## 住み慣れた地域で暮らしていくための支援

---

中区内には精神科有床病院「みなと赤十字病院 50 床」「ワシン坂病院 196 床」があります。精神障害者の地域移行が進められている中で今後はより一層地域と病院間での調整が必要になってきています。そのため入院されている精神障害者や病院に対し地域社会資源の情報提供やサービス利用援助、退院に向けた普及啓発等の支援が求められています。入院が長期化している精神障害者の中には親族が高齢者で具体的な援助ができないことや住む場所の確保、日常生活に必要な手続きを自身で行うことが難しいことにより退院を阻害している状況があります。こうした方々への支援として「横浜市精神障害者退院促進支援事業」があり、今後中区生活支援センターでは自立支援員の活躍が期待されています。

また 1 人暮らしであったり、家族による支援が困難な精神障害者で生活支援が必要な方に対して自立支援アシスタントの支援により安心して地域で暮らしていける支援が必要な状況です。これまで中区には自立生活アシスタントが配置されていなかったため他区への依頼により利用がされていました。今後は中区生活支援センターに自立生活アシスタントが配置されることで地域の社会資源と密着した生活支援が期待されています。

# IV 資料

## 当事者アンケート「今後やってみたいこと」(自由記述)の回答内容

※ 基本的には回答していただいた文章を原文どおり記載しておりますが個人が特定されるおそれのあるものや内容が重複するものは一部を修正・集約しています。

### 仕事や就労に関すること

- ・短時間のアルバイトをしたい。
- ・仕事をしたいと思っています。
- ・自助グループを終了して短時間の仕事をして、一人で暮らしたい。
- ・一般就労にむけての資格取得の活動。
- ・仕事について、のんびり暮らしたい。
- ・仕事で使える免許が取りたい(大型・小型・特殊など)
- ・フルタイムの仕事。
- ・少しの時間仕事をしたい。
- ・人からいろいろ言われず、畑仕事などしていたい。
- ・以前、出来ていた仕事を、以前の様にできる様にしたい。
- ・無理をしない程度に、長く続けて勤務の出来るパートの仕事に就ければと思います。

### 生活に関すること

- ・ドヤは、治安が悪いので、もっと治安のいいところで生活したい。
- ・女性専用のコインシャワーがある簡易宿泊所に住みたい。
- ・一人でのんびりした生活がしたい。
- ・動物と暮らしたい
- ・生活保護が欲しい
- ・結婚して家庭を築きたい
- ・一人で暮らしたい
- ・生きていてよかったという生活環境の中で生活したい
- ・自分がこれからも真面目にやって、これから、後から来る仲間に対して少しでも力になれるようにやっていきたい
- ・悔いのない人生を送りたい
- ・いつも、だらしないので片付けるのが、早くきちんとしたい
- ・家に住みたい
- ・グループホーム入居希望
- ・もう、一緒に親が年金生活なので、死んだらどうするのかの話で、苦しいことがありました。生活レベルの収入が欲しい
- ・いろいろ趣味が合ってよい。友人がいればよい。毎日、整理整頓できて、掃除機がかけられればよい。病気が治れば、それ以後、生活していきたい
- ・子供と一緒に住みたい
- ・今後の生活は、娘を普通に育て、幸せな結婚をして欲しい

- ・早くグループホームを退所し、友達や一人で暮らしたい
- ・グループホームをでて、一人暮らしをしたい
- ・3食、満足して食べたい
- ・社会的、自立（少し大げさだけど）、病気（投薬・外来・入院）等を受けながらも並行しながら年を重ねていきたい

#### 趣味に関すること

- ・ボランティアをしたい
- ・無趣味なので、何か楽しめるものをみつけない
- ・何か役に立つ資格が欲しい。昔のように、本や小説を読んだり（現在は集中力がなくて続かないため）小説を書いてみたい
- ・パソコンのスキルの向上
- ・趣味を充実させるのが、大事だと思う
- ・日本中を旅行したい
- ・体力づくり
- ・趣味をもって暮らしたいです
- ・世界的第一人者として社会貢献
- ・世界中旅行して歩いて紀行文を出版したい
- ・月に1～2回スポーツでもして、少しやせたいと思っている
- ・両親のそれぞれの一族の歴史を調べて、パンフレットにして発行したい。未だ読み終わっていない本を出来るだけ多く読破したい

#### 交友関係に関すること

- ・一人では寂しいので、話ができる相手が欲しい
- ・仕事より、交友関係を充実したい
- ・彼と充実したつきあいを続けたい
- ・今の所を引越して、もっとよいところを見つけない。仲の良い親友を作りたい

#### その他

- ・別にありません
- ・両親に孝行したい
- ・全て、今のままで良い
- ・一人で生きていける力をつけたい
- ・勤め人として、長く働いてきた事で得た知識やノウハウを他の人の役に立てたい
- ・まだ、今後の事を考える余裕がない。漠然とした希望はある
- ・教会に行きたい。今後も続けたい
- ・何もいらず。昔の体に戻るよう
- ・健康な体を維持したい
- ・生活支援センターへの要望として朝、昼食の提供をお願いしたい

## 家族・支援者アンケート「今後どのような精神障害者福祉保健サービスが重要と思うか」（自由記述）の回答内容

※ 基本的には回答していただいた文章を原文どおり記載しておりますが個人が特定されるおそれのあるものや内容が重複するものは一部を修正・集約しています。

### 制度施策に関すること

- ・ 精神障害者と一口に言っても、一人一人が異なるのでサービスもパーソナルな観点で考えて欲しい。閉じこもりがちな人には多職種チームによる訪問。居場所づくりも年代別（少なくとも20～30代、40～50才代）にする。
- ・ 困ったときの相談体制。働くための相談、情報提供の体制。グループホームなど安心して住めるところ。ショートステイなど休息の為に数日間泊まれる所。
- ・ 人とまじわる事が出来ない（外に出られない）訪問して相談や話を聞いてくれ専門的な知識人の育成にも行政側の支援だと思います。
- ・ 預金通帳、大きな財産の管理だけではなく、日常生活で必要となる日々の金銭管理を行ってくれるようなサービスがあると、安定した生活が出来、バランスの取れた食生活を継続していけるようになると思います。
- ・ 障害にあわせた対応が必要。会議室、ミーティングルーム、調理実習の場、体操の出来る所（体育館）、簡易図書館などの場所の提供をしてほしい。職員の人員確保、また職員が相談できる支援機関の確保。関係者への地域の中にあるネットワークやボランティア活動などのきめ細かい情報提供をしてほしい。
- ・ 夜間の支援の充実が必要（ショートステイ・病状悪化時、入院までの時間すごせる場所）働く支援、働き続けるための支援としてジョブコーチ派遣事業が必要。
- ・ 中区生活支援センターのニーズはあると思うが、現在予定されている地域は交通の便が余りよくなく、住居地と遠い距離になる。その点を考慮、大きいスペースでA型のようなものより、B型のようなまとまりのあるものの方が利用者、職員の行動に密度があってよいと思える。まだまだ精神障害者へのサービスは不足している。
- ・ 精神障害者が安心して退院、地域生活出来る体制づくり。
- ・ 当事者主体のサービスを促進するためにも、仲間同士の交流や支援があたりまえになるようなサービスシステムを望みます。
- ・ 自立支援アシスタント事業のようなものをもっと広く、多岐にわたってすすめて欲しい
- ・ 高齢化した精神障害者に対して内科的疾患や介護的サービスの支援がもっと必要とされるのではないかな。
- ・ 慢性期病院での入院が長期化していることから高齢者の入院患者が多い様子。症状が落ち着いている患者に対して在宅もしくはグループホームへの入所を進められる支援の強化。

- ・ 受診につながらない方（本人は病院に行きたくない等）であって精神科救急までに至らない方を医療機関につなげていく支援で具体的に利用しやすいものと考えていければと思います。
- ・ 自立に向けて休息のためなどにもっと気軽に利用できる場所があると良いと思います。（自立支援法の障害福祉サービスは区分認定に時間を要するため）
- ・ ショートステイはもっと気軽に使えるようになれば良いのにと考えた。利用できる所も少ない気がする。
- ・ 発病時の早急な早期支援体制。
- ・ グループホーム入所を希望している方は多いと思います。居住の確保は当区では難しい面もありますが、新しい環境にスムーズに不安なく適応できるような支援政策が必要だと思います。
- ・ 精神状態が不安定になった時に、かかりつけの医療機関でなくても緊急に診療や相談ののってくれる所があれば助かります。きちんと治療をうけることや各種サービスの必要性を本人に説明してくれる所があるといいです。
- ・ 家族への支援がまだまだ不十分だと思います。家族が本人の病気を受け入れられなかったり、家族自身の高齢化の問題も顕在化しています。生活支援センターが家族支援の力も十分持てるように整備していくことを期待します。
- ・ じっくりと当事者の話を聞いて、当事者の望む支援や意向を確認し関係機関との連携の際に通訳の役割を果たせる支援機能があれば良いと思う。
- ・ 入院と在宅の間の、いわゆる中間施設の整備していく必要性を感じています。中区ということであれば、アルコール、薬物等への依存症の方の受け入れ先をもう少し確保できればと思います。
- ・ 精神「障害者」の居場所として作業所等の拡充。

#### 連携やネットワークに関すること

- ・ 他施設、他機関での職員同士の連携の強化により、とぎれのないネットワークづくりをすること、役割分担。
- ・ 医療機関や区のワーカーなど、もっと関係機関同士の連携が必要と思う。
- ・ 支援のサービス施設などは増えつつあるが各施設でのサービスの役割分担がうまくいかず、包括的に束ねてくれるケアマネ機能が欠落していると思います。私たちは民間医療の立場なのですが、常に連携についてジレンマをかかえています。
- ・ 医療機関のみでなく、ご家族や地域の関係機関の方々と協力して支援する体制作りがもっと広がるとよいと考えています。日頃からの関係作りが大切という認識を広げていきたいです。

### 医療に関すること

- ・精神科救急体制の整備。
- ・生活支援センター付の在宅医療チーム（精神科医、MSW、看護師）が、相談を受けつけて訪問する態勢をつくってほしい。
- ・内科の治療が必要なときに精神疾患があるために内科がある一般病院から、入院治療が断られることがあります。医療の受け入れ態勢があるとよいのですが。

### 障害の理解に関すること

- ・ 家族支援の第一は、家族の疾病・障害に対する正しい理解をはかること、そのため「家族による家族のための家族学習会」を普及させる。
- ・ 病気や障害に関する社会の理解。
- ・ 人に病名を言えないのは本当に辛いもので、早く知られる世の中になってほしいと願っています。
- ・ 地域社会に入っていくむずかしさを感じる。
- ・ 精神障害に対する社会の認知は低いと思います。へだたりをなくす地域福祉の場が必要だと思います。
- ・ 医師と当事者の信頼が築かれ、当事者と市民が対等に交わることができ、必要な支援が備えられること、市民の中で生活ができること等、人権が守られ当たり前の生活ができるようになることを望みます。
- ・ 一般市民への啓発活動、障害者に対する理解をもっと深められるようにしてほしい。当事者との交流をもっと行政の職員はしてほしい。
- ・ 啓発活動を社会に対して行っていただきたい。

### その他

- ・ 自分達が高齢になり娘や孫の将来のことが心配。
- ・ アルコール依存症のメンバーはある程度回復できると就労も可能になります。室内作業や清掃作業、ケアプラザ等の仕事を下さい。
- ・ 運動プログラム等、月2回位（3時間／1回）利用できる体育館や温水プール施設（無料で）
- ・ 地域の方と交流でき、顔なじみができるようになってほしい。当事者のボランティアの育成。当事者同士で助けあえる場所や機会の提供。
- ・ ボランティア活動に限界があり資金もボランティアの数も少ない。

# 寿地区における精神保健福祉に関する意見交換会 報告書

## (目的)

平成 24 年度以降の中区生活支援センター開所に向け、磯子区、栄区生活支援センターの職員から生活支援センターの現状と支援内容を説明していただき、寿地区の精神障害者の現状や生活支援センターの活用の仕方など関係機関・団体からの意見や提案を出していただく機会とする。

(日時) 平成 23 年 2 月 8 日 (火) 13:30～15:20

(場所) 自治労横浜会館 2 階会議室

## (参加団体)

石川町クリニック、大石クリニック (わくわくワーク大石)、関内メンタルクリニック、ことぶき共同診療所 寿町勤労者福祉協会診療所、青山会関内クリニック、ポーラのクリニック、訪問看護ステーションコスモス寿大石クリニックコスモヘルパーステーション、かながわヘルパーステーション、ことぶき介護、ケアサポート青空、ケアラインベガサス、居宅介護事業所やすらぎ、ことぶき福祉作業所、横浜市福祉サービス協会関内第二事務所、ヨコハマホームケアサービス、アルク・デイケア・センター、シャロームの家、風のバード、ほっとスペース関内、ギッフエリ、百合の樹、たのしい会、ろばの家、さなぎ達、家族会みなと会、かもめサポート、寿福祉プラザ相談室、寿地区自治会、寿地区民生委員協議会、横浜市中区社会福祉協議会、横浜市不老町地域ケアプラザ、中区役所保護課

## (出された意見・提案)

- ◆新しくできる生活支援センターの場所が寿地区からは遠いため、歩いてすぐに立ち寄れる居場所作りが必要。
- ◆女性に対しての居場所が少なく、女性のエンパワメントを進めていく場を作ってほしい。
- ◆生活支援センターを寿地区の方が使いやすくするためにも送迎サービスがあると良い。
- ◆アルコール依存症の方が多いがアルコール依存症の回復後に就労支援や仕事できる場の提供があると良い。
- ◆ピアカウンセリングなどの当事者同士の相談の場があると良い。
- ◆金銭管理の支援をおこなえると良い。
- ◆重複して支援の受けている方のケアマネジメントや地域関係機関のネットワークを強化するための支援をしてほしい。
- ◆寿地区には既存の地域資源が多くあり連携できる仕組みが必要。
- ◆寿地区の方は高齢化しており、町から出ることが少ない傾向のため、寿の町から出る機会になるプログラムや支援があると良い。

## (意見交換会のまとめ)

寿地区では地域社会資源が充実してきており、各団体・事業所がそれぞれの活動をとおして支援している現状がある。しかしそれぞれの活動が連携して課題解決していく仕組みを持っていないため、既存の地域関係機関のネットワークを作っていく支援が必要になっている。また上記に出された意見についても生活支援センターでできることを検討していける場 (連絡会等) が必要と考えられる。

# 「中区精神障がい者の地域生活支援を考える会」報告書

## (経過)

中区では、平成 17 年度以前より家族会、作業所を運営する市民団体、ボランティアグループが中心となり「たまり場準備委員会」を開催していました。会の中から、「中区らしい拠点とは何か」「中区にとっての生活支援拠点とは何かを当事者も含め皆で考えたい」との要望が中区役所に寄せられました。

結果として、平成 17 年 5 月に開催された、中区役所主催の「精神保健福祉地域関係機関連絡会」の席上で、区内の関係機関に参加を呼びかけ、「中区精神障がい者の地域生活支援を考える会」（以下「考える会」）が発足しました。

平成 17 年 7 月から平成 18 年 10 月までの間に 12 回の「考える会」が開催され、当事者や関係機関、延べ 345 人が参加されました。

## (参加の呼びかけ団体)

作業所、グループホーム、家族会、ボランティア団体、当事者団体、医療機関、行政機関

## (開催内容)

平成 17 年度		
開催日	テーマと発言者	参加者数
7 月 1 日	「生活支援とは何か、中区の精神障がい者の現状について」 中区福祉保健センター障害者支援担当	35 人
8 月 1 日	事務局会議（前回の反省会と次回打ち合わせ）	8 人
9 月 12 日	「生活支援とは何か、病院の立場から」 ワシン坂病院・ことぶき共同診療所	30 人
10 月 24 日	「生活支援とは何か、家族や支援者の立場から」 家族会・シニアクラブ	33 人
11 月 28 日	「生活支援とは何か、当事者の立場から」 くつろぎの部屋、生活教室かもめ会、シニアクラブ ろばの家	43 人
1 月 30 日	「障害者自立支援法について、何が変わるのか」 中区福祉保健センター障害者支援担当	41 人
2 月 27 日	「生活支援とは何か、作業所職員の立場から」 はだしの邑、ろばの家、ほっとスペース関内	30 人
	講演会の実施（べてるの家の当事者研究）	525 人

平成 18 年度		
開催日	テーマと発言者	参加者数
4 月 24 日	「生活支援とは何か、グループホーム職員の立場から」 「生活支援とは何か、ボランティアの立場から」 すずらん荘、ベイサイド長者町	22 人
5 月 29 日	事務局会議（今年度の進め方について）	8 人
6 月 26 日	「中区の障害者のための福祉サービスについて」 「中区における生活支援センターの整備について」 中区福祉保健センター障害者支援担当	30 人
7 月 24 日	「地域生活を考える」 旭区ほっとぽっと	38 人
10 月 30 日	「地域生活を考える」～一人暮らしの立場から～ ろばの家の利用者	43 人

#### （「考える会」のまとめ）

「考える」は、中區に生活支援センターのような拠点が必要という共通の認識を持つ機会になりました。中區特有の課題や、当事者を含めた生活状況を、それぞれが提案し、報告することで連携を強化することができました。

中區の課題として①長期入院患者への働きかけ②ひきこもっている方達への働きかけ③親なきあとの当事者の生活④寿町の中での孤独死があり、これらを解消し支援するネットワークが大切という意見が出されています。

## 中区精神保健福祉ニーズに関するアンケート（当事者用）

### （アンケートの目的）

この調査は、今後建設予定の中区での生活支援センターの機能やサービス内容を検討するための基礎資料を作成していくことを目的としております。

中区にお住まいで精神疾患のある方及び家族・支援者（施設職員・ボランティア等）を対象としてアンケートを実施し、生活支援センターに対するニーズや意見を把握していきたいと考えておりますので、アンケートの御回答に御協力をお願いします。

### ※以下の質問で該当する項目に□をチェックしてください。

記入例：1、あなたの性別は（ 男性 ・ 女性 ）

1、あなたの性別は 男性 ・ 女性

2、あなたの年齢は 0～18歳・19～29歳・30～39歳・40～49歳・50～64歳・65歳以上

3、あなたは、現在どなたと生活していますか

配偶者（妻又は夫）・子・親・上記以外の親族・友人・恋人・  
その他（ ）

4、あなたのお住まいの形態は

自宅（持ち家または賃貸住宅）で家族や友人と暮らしている。  
自宅（持ち家または賃貸住宅）で一人暮らししている。  
簡易宿泊所で暮らしている グループホームで暮らしている  
施設で暮らしている 入院中（帰る先がある）  
入院中（帰る先がない） その他（ ）

5、あなたが受けている精神科等の治療について

(1) 初めて精神科・神経科・心療内科等を受診してから経過した年数は、何年ですか

5年未満・5年以上10年未満・10年以上20年未満・20年以上30年未満・30年以上

(2) 入院経験の有無・入院回数・入院期間について

入院経験 有り ・ 無し

入院回数 1回・2回・3回・4回・5回・5回～9回・10回以上

入院期間（合計期間）

1ヶ月未満・1ヶ月以上～3ヶ月未満・3ヶ月以上～6ヶ月未満・6ヶ月以上～1年未満  
1年以上3年未満・3年以上5年未満・5年以上10年未満・10年以上

(3) 現在通院・入院している医療機関はどちらですか

中区内・横浜市内（中区以外）・神奈川県内（横浜市以外）・神奈川県外

### ※ 現在入院中の方のみ回答下さい。

(1) 退院希望（有り・無し・わからない）

(2) 退院したいが、できない理由は

家族や協力者がいない 家族や協力者がいるが、反対している お金がない  
戻る場所がない 病気が回復していない 退院のイメージがつかない  
退院の手段がわからない その他（ ）

6、あなたは日中どのように過ごしていますか

(1) 日中の過ごし方（複数回答可）

区福祉センターの生活教室に参加している 病院や診療所等のデイケアに通っている  
地域作業所に通っている 自助グループ等ミーティングに通っている  
授産施設（港風舎・ワートレ）や就労訓練施設等に通っている  
生活支援センターに通っている 学校に通学している  
仕事やアルバイトをしている 家で療養している  
家事や育児をしている 家族の介護している  
その他（ ）

(2) 日中の過ごし方に満足していますか

①精神科・神経科等の治療や療養

（満足・大体満足・どちらかという不満・不満・どちらとも言えない）

②①以外の健康管理

（満足・大体満足・どちらかという不満・不満・どちらとも言えない）

③仕事……………（満足・大体満足・どちらかという不満・不満・どちらとも言えない）

④収入……………（満足・大体満足・どちらかという不満・不満・どちらとも言えない）

⑤食事や片付けなどの身の回りのこと

（満足・大体満足・どちらかという不満・不満・どちらとも言えない）

⑥住まい確保（満足・大体満足・どちらかという不満・不満・どちらとも言えない）

⑦趣味生きがい（満足・大体満足・どちらかという不満・不満・どちらとも言えない）

⑧人付き合い（満足・大体満足・どちらかという不満・不満・どちらとも言えない）

7、あなたは日頃の相談をどうされていますか

(1) 日頃身近に相談できる人はいますか（いる ・ いない）

相談相手が「いる」と回答された方のみ御回答ください。

a 相談相手はどなたですか（複数回答可）

家族・友人や知人・医療機関の職員・グループホームや入所施設などの職員  
生活支援センターの職員・作業所職員・区福祉保健センター職員・ボランティア  
その他（ ）

b 日常生活の相談の満足度はいかがですか

満足・だいたい満足・やや不満・不満・どちらともいえない

bで「やや不満・不満・どちらともいえない」に回答された方のみ御回答下さい。（複数回答可）

相談の時間が足りない 休日や夜間に対応してくれない  
答えがはっきりしない 対応が冷たい感じがする  
予約をしないとイケない 誰に相談したらいいかわからない  
相談しても答えが出るものでない  
その他（ ）

※裏面もあります。

8、あなたの仕事やアルバイトの状況について

- (1) 現在、一般就労やアルバイトをしていますか ( している ・ していない )
- (2) 就労意向《現在就労していない方のみ》 ( 有り・無し・どちらともいえない)
- (3) 就労継続意向《現在就労している方のみ》  
(続けたい・続けたくない・どちらともいえない)
- (4) どのような仕事に就きたいですか《現在未就労で就労希望者のみ》
- 毎日自宅から通勤し、フルタイムで仕事したい
- 毎日通勤したいが、勤務時間は短時間の仕事
- 自宅から通勤したいが、勤務日数は少ない仕事
- 自宅でパソコンや内職仕事
- 地域作業所や授産所などに通って、作業に取り組みたい
- わからない
- その他 ( )
- (5) 仕事をするには、どんな支援があったらいいですか (複数回答可)
- 精神障害に理解のある職場を紹介して欲しい
- 自分にあった仕事について、情報を提供してくれる所が欲しい
- 仕事で困ったときに気軽に相談できる窓口をつくって欲しい
- 規則正しい生活ができるように援助して欲しい
- パソコン技術など仕事に役立つ技術を身につけたい
- 人との付き合い方を教えて欲しい
- ビジネスマナーや一般的な教養を身につけたい
- 定期的に仕事の様子を見たり、相談にのって欲しい
- 仕事に慣れるまで、マンツーマンで指導して欲しい
- 上記のような援助やサービスの必要はない
- その他 ( )

9、今後の生活をあなたは、どうされたいですか

- (1) 将来誰と暮らしたいですか
- 家族や友人と暮らしたい
- 一人で暮らしたい
- GHで暮らしたい
- 施設で暮らしたい
- その他 ( )
- (2) 生活するのにあったらよいと思う支援は (複数回答可)
- 友達や話し相手を見つけたい
- 人との付き合い方を教えて欲しい
- 気軽に行ってくつろげる場所が欲しい
- 家族や周りの人にもっと病気のことを理解して欲しい
- 自分の病気のこともっと知りたい
- 健康相談にのってほしい
- 夜間や休日に相談したい
- 夜間や休日に集まって安らげる場所がほしい
- 調子の悪いときなどにちょっと泊まれる所がほしい
- 夜間や休日に通院したい
- 生活全般について気軽に相談できる場所が欲しい
- 料理を教えて欲しい
- お金の使い方を助言してほしい
- 風呂に入れるところがほしい
- 洗濯や掃除等の家事を手伝って欲しい
- 仕事に就く手伝いをしてほしい
- 仕事を続ける手伝いをしてほしい
- 生活費や小遣いをもっと欲しい
- その他 ( )

10、あなたが、今後やってみたいこと何ですか (自由記述)

趣味や習い事・仕事・交友関係・住まい方・今後の生活・結婚・その他

## 中区精神保健福祉ニーズに関するアンケート（家族・支援者用）

### （アンケート目的）

この調査は、今後建設予定の中区での生活支援センターの機能やサービス内容を検討するための基礎資料を作成していくことを目的としております。

中区にお住まいで精神疾患のある方及び家族・支援者（施設職員・ボランティア等）を対象としてアンケートを実施し、生活支援センターに対するニーズや意見を把握していきたいと考えておりますので、アンケートの御回答に御協力をお願いします。

※以下の質問で該当する項目の□をチェックしてください。

記入例：1、あなたの性別は（ 男性 ・ 女性 ）

1、あなたの性別は 男性 ・ 女性

2、あなたの年齢は

0～18歳 ・ 19～29歳 ・ 30～39歳 ・ 40～49歳 ・ 50～64歳 ・ 65歳以上

3、当事者の方の年齢は

10代 ・ 20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代 ・ 60代 ・ 70代以上

4、当事者との関係は

家族（親子） ・ 家族（兄弟） ・ 家族（親子・兄弟以外）  
ボランティア 地域作業所 ・ グループホームや施設の職員  
その他（ ）

5、当事者の方の生活について家族・支援者の方はどうに感じていますか

- ① 当事者の精神科・神経科等の治療や療養  
（満足 ・ 大体満足 ・ どちらかという不満 ・ 不満 ・ どちらともいえない）
- ② ①以外の当事者の健康管理  
（満足 ・ 大体満足 ・ どちらかという不満 ・ 不満 ・ どちらともいえない）
- ③ 当事者の仕事  
（満足 ・ 大体満足 ・ どちらかという不満 ・ 不満 ・ どちらともいえない）
- ④ 当事者の収入  
（満足 ・ 大体満足 ・ どちらかという不満 ・ 不満 ・ どちらともいえない）
- ⑤ 当事者の食事や片付けなどの身の回りのこと  
（満足 ・ 大体満足 ・ どちらかという不満 ・ 不満 ・ どちらともいえない）
- ⑥ 当事者の住まいの確保  
（満足 ・ 大体満足 ・ どちらかという不満 ・ 不満 ・ どちらともいえない）
- ⑦ 当事者の趣味や生きがい  
（満足 ・ 大体満足 ・ どちらかという不満 ・ 不満 ・ どちらともいえない）
- ⑧ 当事者の人付き合い  
（満足 ・ 大体満足 ・ どちらかという不満 ・ 不満 ・ どちらともいえない）

6、当事者のためにどのような支援があったらよいと思いますか（複数回答可）

- 精神障害者が仕事に就けるような援助
- 精神障害者が困ったときに気軽に相談できる相談窓口の整備・充実
- 精神障害者が自立した生活ができる住宅の確保
- 精神障害者が安心して日中過ごすことができる場の整備
- 医療体制の充実
- 経済的な援助制度
- 一般の人と交流する機会
- 家事など身の回りのことの援助
- 精神障害者の財産を管理する制度
- 精神障害者同士で交流する機会
- その他（ ）

※ 家族の方のみ御回答下さい。

7、家族の意識とニーズについて（複数回答可）

- (1) 当事者との生活で困っていることはどのようなことですか
  - 家族がいなくなった時のことが心配
  - 本人が自立できない
  - 会話が難しい
  - 病状が悪化したときの対応が難しい
  - 生活費や医療費など経済的に大変
  - 病気がどうなっていくのか心配
  - 相手をするのが大変
  - 病気のことで偏見や差別を受けたことがある
  - 本人が病気を理解していない
  - 自分の時間がもてない
  - 住居が狭い
  - 休日や夜間の対応
  - 家族の間で、本人の件でいさかいになる
  - 相談する人がいない
  - 家事が大変
  - 本人の行き場がない
  - 悩みをわかってくれる人がいない
  - 本人への対応がわからない
  - 困ることない
  - その他（ ）
- (2) あなたが日頃相談している方はどなたですか
  - 家族、親戚
  - 主治医や看護婦
  - 家族の仲間
  - 区福祉保健センター職員
  - 作業所、GH、入所施設の職員
  - 病院のソーシャルワーカー
  - 家族以外の友人、知人
  - ボランティアのひと
  - その他（ ）
  - 相談できる人はいない
- (3) 相談相手の満足度についていかがですか  
（満足 ・ 大体満足 ・ どちらかという不満 ・ 不満 ・ どちらともいえない）  
相談相手の満足度が「どちらかという不満」「不満」と回答された方のみ御回答ください。  
その理由はどのようなことですか
  - 身近に相談できる人がいない
  - 相談の時間が足りない
  - 休日や夜間に対応してくれない
  - 答えがはっきりしない
  - 対応が冷たい感じがする
  - 予約しないといけない
  - 誰に相談してよいかわからない
  - 相談しても答えが出るものでない
  - その他（ ）

※裏面もあります。



## 中区精神保健福祉業務統計（平成 21 年度）

中区人口 146,120 人、横浜市人口 3,672,985 人（平成 22 年 4 月 1 日時点）

商業施設や官公庁、オフィスビルが多く、昼間人口が夜間人口より多くなっていること  
外国人登録者が 18 区中 1 位であることなどが特徴です。

### ① 平成 21 年度 精神保健福祉指導基礎票統計

（平成 22 年 3 月 31 日現在）

	統合失調症	感情障害	非定型精神病	てんかん	知的障害	老人性精神障害	器質性精神障害
合 計	1,213	1,225	40	168	65	295	85

	神経症	心因反応	中毒性精神障害			その他の病名	計
			アルコール	覚醒剤	他の薬物後遺症		
合 計	351	182	853	271	75	577	5,400

（単位：人）

### ② 精神障害者保健福祉手帳所持者数

（平成 22 年 3 月 31 日現在）

	H20 年度	H21 年度
1 級	189	203
2 級	694	713
3 級	521	566
計	1,404	1,482

（単位：人）

### ③ 自立支援医療受給者数

（平成 22 年 3 月 31 日現在）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度
中区	2,234	2,407	2,549
市全体	35,151	37,738	40,310

（単位：人）

### ④ 中区における精神保健福祉統計

（平成 17 年度～21 年度の推移）

	基礎票把握数		手帳所持者数		相談訪問件数	24 条通報件数	
	市全体	中区	市全体	中区	中区	市全体	中区
17 年度	/	3,348 人	/	806 人	4,438 件	/	45 件
18 年度	59,475 人	4,308 人	14,133 人	1,082 人	4,283 件	350 件	72 件
19 年度	62,183 人	4,729 人	15,723 人	1,272 人	4,355 件	343 件	31 件
20 年度	66,657 人	5,034 人	17,304 人	1,404 人	4,825 件	365 件	44 件
21 年度 <small>（人口 4/1 時点）</small>	73,073 人 <small>（3,672,985 人）</small>	5,400 人 <small>（146,120 人）</small>	19,152 人	1,482 人	4,387 件	380 件	24 件

## 中区生活支援センターの地域から期待される機能について

### 1 検討にあたって

平成 22 年実施のアンケート調査や各種連絡会等を経て、中区精神保健福祉についての現状・課題・特性などを集約しまとめた。

### 2 現状課題

- ① 簡易宿泊所、ワンルームマンションが多く、ひとり暮らしの精神障害者が多い。  
1 世帯当りの人数は 18 区中、西区と並び最少。
- ② 複雑な生活課題を抱え、社会的自立が困難な人が多い。  
精神保健福祉手帳所持率、生活保護率、自殺率は 18 区中 1 位。

### 3 特性

多様なニーズに個別に対応する社会資源が豊富

- \* 医療：クリニック（相談・治療）… 17 ヲ所  
病院（緊急時のバックアップ）… 2 ヲ所
- \* 生活：作業所（日中活動）… 6 ヲ所  
アディクション自助グループ（日中活動）… 5 ヲ所  
グループホーム（生活の場）… 5 ヲ所
- \* 福祉：事業所・支援団体（自立支援サービス）… 17 ヲ所

### 4 地域から期待される機能

#### ①幅広い場の機能

- ・ 地活ホームとの一体的整備というメリットを活かした運営
- ・ 当事者の主体性を育て社会参加につなげる場

#### ②孤立防止の機能

- ・ 孤立を防ぐ身近な相談先・居場所の提供
- ・ 「いのち たいせつ（自殺予防）事業」のフロントライン（電話相談）

#### ③関係機関とのネットワーク機能

- ・ 関係機関・地域・家族をつなぐ交流や連携の拠点

## 中区3障害一体サービス提供施設の

# 愛称が決定しました！！

7月12日開催の「中なかいいネ！発表会特別号 2011・夏」で発表します

中区では、新山下3丁目に、**地域で暮らす障害者の支援拠点**としての新たな施設建設を計画しており、平成24年度の完成を目指しています。

このたび、施設の愛称を公募し、**日本全国から661件もの応募**があった中から、委員会の選考を経て、**愛称が決定**しましたので、お知らせいたします。

この愛称及び当選者は、『**中なかいいネ！発表会特別号 2011・夏**』で発表を行います。

## (愛称) 『みはらしポンテ』



当選者：三好 靖子 様（みよし・やすこ様 中区吉浜町在住）

提案理由：ポンテは、ポルトガル語で“かけ橋”の意。見晴橋とかける。

### 『中なかいいネ！発表会特別号 2011・夏』

今年3月に策定した中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」〔第2期〕のPRイベントです。

◆日時・会場：7月12日（火）13時30分～15時頃 横浜市開港記念会館講堂

◆主催：中区役所、中区社会福祉協議会、中なかいいネ！委員会

※詳細については、改めて後日情報提供（記者発表・資料配付）いたします。

#### <募集結果概要>

募集期間：平成22年10月8日（金）～平成23年2月21日（月）

応募作品：661件

#### <選考手続・選考理由>

第6回中区3障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会（6月6日開催）にて協議し、決定

・建設予定地が見晴橋（みはらしはし）に近く、施設の位置が分かりやすい。

・「みはらし」は、明るく、展望が開けるといった印象があり良い。

・「ポンテ」は、かわいらしい印象で、親しみやすい。

（裏面あり）

## ◎ 中区3障害一体サービス提供施設とは

知的障害、身体障害、精神障害のある方々の地域での暮らしや活動を支援するため、「障害者地域活動ホーム」と「精神障害者生活支援センター」が一緒になった新しい施設です。中区新山下三丁目（見晴橋のたもと付近）に、平成24年度の竣工を目指しています。



## ◎ 中区3障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会とは

中区3障害一体サービス提供施設の建設に向け、地域住民と関係者、行政等が協力して取り組むために設置された組織です（委員長：平山正晴・中区連合町内会長連絡協議会会長）。

### 【イベントの御案内】

中区3障害一体サービス提供施設建設チャリティイベント

### 「藤原清登ジャズコンサート」チケット販売中

6月25日（土）16時～18時（開場15時） 横浜市開港記念会館 講堂

【出演】藤原清登（ベース）、今村真一朗（ピアノ）、津田馨太（ドラムス）

【入場料】 当日5,000円／前売り4,500円 ローソンチケットにて販売

※このイベントの収益はすべて、施設建設の資金に充てられます。

### お問い合わせ先

中区福祉保健センター福祉保健課長 内田 誠二 Tel 045-224-8150（一般の問い合わせは、224-8330）  
※中区3障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会 広報・資金収集部会事務局

## 中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会規約

## （目的）

- 第 1 条 この規約は、中区内に中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）を建設することを目的として設置される中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）は、社会福祉法人型障害者地域活動ホーム（以下「地域活動ホーム」という。）及び生活支援センターとして整備する。

## （組織）

- 第 2 条 この委員会の委員は概ね 30 人以内とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 地域活動ホーム設置運営主体代表（法人決定後に就任）
  - (2) 生活支援センター運営主体代表（法人決定後に就任）
  - (3) 障害福祉施設・教育機関等代表
  - (4) 保健・医療機関代表
  - (5) 地域障害者団体代表
  - (6) 地域住民代表
  - (7) 地域ボランティア団体代表
  - (8) 民生委員代表
  - (9) 区社会福祉協議会役職員
  - (10) 行政職員
  - (11) その他
- 2 前項第 1 号の地域活動ホーム設置運営主体とは、次条の規定により委員会に評価・選定され、健康福祉局で決定した社会福祉法人とする。
- 3 第 1 項第 2 号の生活支援センター運営主体とは、市長が指定管理者として指定した法人とする。
- 4 第 1 項に掲げる委員の他に、委員会に必要な応じて顧問を置くことができる。

## （委員会の業務）

- 第 3 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 地域活動ホームの設置運営主体となる社会福祉法人等の評価・選定に関すること。
  - (2) 中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）の事業内容及び設計等基本計画に関すること。
  - (3) 施設整備に要する資金の収集活動等を通じて、地域における障害福祉の理解を促進すること。
  - (4) 中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）運営委員会の設置に関すること。
  - (5) その他
- 2 委員会が収集した資金は、地域活動ホームの整備資金等に充てるため地域活動ホーム設置運

営主体に寄附するものとする。

(部会)

第4条 前条に規定する業務を行うため、委員会に次に掲げる部会を設置する。

(1) 地域活動ホーム設置運営法人評価部会

(2) 事業検討部会

(3) 広報・資金収集部会

2 各部会は、建設委員会委員及びその他の専門的な知識を有する者で構成する。

3 各部会には、互選により選任された正副部会長を置く。

4 事業検討部会には、特定の事項について検討するため、必要に応じて分科会を設けることができる。

5 その他、部会についての必要な事項は部会長が定める。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 3人

(3) 会計 2人

(4) 監事 2人

2 役員を選任は、委員の互選とする。

(役員職務)

第6条 委員長は委員会を代表するとともに、議事を進行し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、委員会の経理をつかさどる。

4 監事は、会計事務を監査する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(解散及び委員の任期)

第8条 委員会は、中区3障害一体サービス提供施設(仮称)運営委員会(中区社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営委員会を兼ねる。)が発足し、運営委員会に事務の引き継ぎを完了したときをもって解散する。

2 委員の任期は、委員会の設立から解散までの間とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、次により構成する。

- (1) 地域活動ホーム設置運営主体
- (2) 生活支援センター運営主体
- (3) 中区福祉保健課及び高齢・障害支援課
- (4) 健康福祉局障害企画課及び障害支援課

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

(附則)

この規約は、平成20年12月18日から施行する。

(附則)

この規約は、平成23年6月6日から施行する。

中区3 障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会名簿

【委員】

（平成23年度）

名 前	所 属	役 職
荒井 政明	ワシン坂病院長	
有波 良枝	中区女性団体連絡協議会会長	
池田 信義	中区障害者団体連絡会副会長（中区視覚障害者福祉協会会長）	副委員長
遠藤 実	中区福祉保健センター担当部長	
柏木 彰	中区地域精神保健家族会「みなと会」会長	
金子 豊	中区社会福祉協議会会長、中区連合町内会会長連絡協議会副会長	副委員長
佐々木 茂雄	中区ボランティア連絡会会長	
佐藤 克也	横浜市中部地域療育センター福祉相談室長	
佐藤 真理子	寿地区民生委員児童委員協議会会長	
篠塚 瑛	中区連合町内会会長連絡協議会監事、新本牧地区連合町内会会長	監事
島本 洋一	中区社会福祉協議会事務局長	会計
鈴木 万紀子	NAPAS（ナパス～中区親の会）	
高田 信二	中区民生委員児童委員協議会会長	副委員長
高梨 佐和子	中区民生委員児童委員協議会副会長	
高山 健	中区障害者団体連絡会理事（オリブ工房施設長）	会計
内藤 真起子	中区障がい者生活支援スペース「ぽ〜と」	
平山 正晴	中区連合町内会会長連絡協議会会長	委員長
程島 正雄	第2地区民生委員児童委員協議会会長、新山下一丁目自治会会長	
松井 務	聖坂養護学校長	監事
松澤 秀夫	第2地区連合町内会会長、ベイサイド新山下自治会会長	
室津 滋樹	社会福祉法人よこはま障害者サポート協会設立準備会	
持松 泰彦	横浜市立みなと赤十字病院医療社会事業部長	
渡部 専枝郎	社会福祉法人よこはま障害者サポート協会設立準備会	
	生活支援センター運営団体（選定後参加）	

【顧問】

名 前	所 属
牧野 孝一	中区長
向山 秀樹	中区医師会長
山田 五男	元建設委員会委員長

(案)

横浜市中区精神障害者生活支援センター  
指定管理者公募要項

平成23年10月

横浜市健康福祉局障害支援課

## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、横浜市精神障害者生活支援センター条例に基づいて設置している精神障害者生活支援センターについて、平成 25 年 3 月の開所に向けて整備中の横浜市中区精神障害者生活支援センターの管理運営に取り組む意欲のある非営利の法人を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

横浜市中区精神障害者生活支援センター  
中区新山下三丁目 5 番 120

施設の概要については「7 施設の概要」を参照してください。

### (2) 指定期間

平成 25 年 3 月 1 日(予定) から 平成 35 年 2 月 28 日(予定) (10 年間)

### (3) 指定管理者の公募及び選定(「5 公募及び選定に関する事項」参照)

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から横浜市精神障害者生活支援センターの設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

### (4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地  
横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当 (7 階 705)  
電話 : 045 (671) 3560 Fax : 045 (671) 3566  
E-mail [kf:sskoubo@city.yokohama.jp](mailto:kf:sskoubo@city.yokohama.jp)

## 3 指定管理者が行う業務

横浜市精神障害者生活支援センター条例第 2 条に規定する業務

- ア 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供
- イ 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービス提供
- ウ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
- エ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
- オ 地域における精神障害者との交流の機会の提供
- カ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
- キ その他センターの目的を達成するために必要な事業

## 4 横浜市中区精神障害者生活支援センターの概要

### (1) 施設の設置目的

精神障害者生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る施設として、「横浜市精神障害者生活支援センター条例」に基づき設置されています。

実施事業は次項のとおりです。

### (2) 実施事業（具体策）

以下の事業については相互に連携し、一環してセンターを運営するものとします。

#### ア サービス内容

##### (ア) 日常生活の支援

生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な支援

##### (イ) 相談支援

電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための支援

##### (ウ) 生活情報の提供

住宅、就労、公共サービス等の情報提供

##### (エ) 地域交流の促進

レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供

##### (オ) 地域移行・地域定着支援事業

精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者への地域移行支援

##### (カ) 精神障害者自立生活アシスタント事業

単身等で地域で生活する精神障害者への社会適応力・生活力向上のための支援

##### (キ) その他

センターの設置の目的を達成するために必要な事業及び、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

#### イ 施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務

横浜市中区精神障害者生活支援センターの施設及び設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

横浜市中区精神障害者生活支援センターは複合施設であり、他施設との共用部分の施設・設備及び他施設のうち地域住民利用が可能な諸室についても、入居施設で取り交わす覚書等に従い施設・設備の維持保全及び管理を行います。

##### ①施設及び設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

##### ②施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

#### ウ その他関係業務

①横浜市精神障害者生活支援センターの利用促進及びサービスの向上に関すること

横浜市精神障害者生活支援センターの施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供し、横浜市精神障害者生活支援センターの周知及び利用促進を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組などを適宜実施します。

②運営連絡会の設置

横浜市精神障害者生活支援センターは、地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表、関係事業所等の関係者及び行政機関等で構成する生活支援センター運営連絡会を設置します。

(3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

施設長 1人

指導員 9人（精神保健福祉士1名以上を含む）

（内 訳）

常勤職員 5人（うち相談支援専門員1名以上を含む）

非常勤職員 4人（ただし、横浜市に事前協議を行うことで、生活支援センターの運営に支障のない範囲で、常勤職員に変更することを可とする。）

（ア）留意事項

① 横浜市中区精神障害者生活支援センターの開館時間中は、常時3名以上の職員体制（常勤・非常勤の別は問いません）をとることとします。

② 地域移行・地域定着支援事業については2名以上の担当職員を置くこととします。

③ 精神障害者自立生活アシスタント事業については、1名の専任常勤職員（主任アシスタント（※1））と1名以上の担当職員を置くこととします。

（※1：主任アシスタントの要件は、「横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱」第10条で、障害者への支援経験年数が概ね5年以上あることを条件としております。）

イ 指定管理料

横浜市中区精神障害者生活支援センターの運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します。（予算は横浜市会の議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、今回提出いただく提案書で示された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間に協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり100万円以内（消費税別）の範囲内で指定管理料での負担をお願いします。ただし、建築物及び設備の補修・修繕等、100万円（消費税別）を超え、指定管理料内での執行では運営に支障が生じると判断される場合には、横浜市と協議する

ものとし、詳細は協定で定めます。

## エ 利用者の実費負担について

横浜市精神障害者生活支援センターは利用料金制をとっておらず、施設の利用にかかる利用料金は徴収しません。ただし、「横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱 第12条別表2」に定める「食事サービス」「入浴サービス」「洗濯サービス」「インターネットサービス」の実費相当分は利用者の負担とし、適切に徴収します。また、自主事業等にかかる実費相当額については参加者から徴収することができます。これら実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

### (4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとし、

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率の変更			○
	法人税・法人住民税率の変更		○	
	事業所税率の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	建築物、設備の補修・修繕等(ただし指定管理料内での執行では運営に支障がでると判断され	○		

	る場合に限る。)			
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

## (5) 業務実施上の留意事項

### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (7) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）
- (2) 地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年障発 0801002 号(厚生労働省)）
- (4) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成 11 年 3 月条例第 21 号）
- (6) 横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則（平成 11 年 4 月規則第 50 号）
- (8) 横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱
- (7) 横浜市地域移行・地域定着支援事業実施要綱
- (7) 横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (9) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (2) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- (2) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律等）

### イ 業務の基準・評価について

#### (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

#### (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

#### (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務とし

ています。

横浜市精神障害者生活支援センターに関する第三者評価は、専門性や施設特性を考慮して、健康福祉局障害支援課が設置する外部委員会による評価を、指定期間中に複数回受けることとし、これらの結果を公表します。

#### **(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置**

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

### **ウ その他**

#### **(ア) 個人情報の保護について**

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

#### **(イ) 情報公開の実施について**

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

#### **(ウ) 事故への対応・損害賠償について**

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。保険金額は 1 億円以上とします。

#### **(エ) 苦情・要望について**

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

#### **(オ) 利用の継続**

業務の開始にあたっては、現に既設の横浜市精神障害者生活支援センターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

## (カ) 環境への配慮

日常生活で誰もが気軽に参加できる“身近なエコ活動”の輪を広げていくことを目指した「Yokohama エコ活。～あなたの毎日に、エコをプラスしよう。～」や「ヨコハマ3R夢（スリム）プラン」によるごみ排出量の削減など、地球環境に配慮する市の施策や事業に対して、積極的に取り組み協力することとします。

## (キ) 事業の継続が困難となった場合の措置

### ①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

### ②当事者の責めに帰すことができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

## (ク) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

## (ケ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

## (コ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が平成22年に策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

## (サ) 災害等発生時の対応

横浜市精神障害者生活支援センターは、現段階では本市防災計画等に位置づけがありませんが、今後位置づけられる可能性があり、その場合には「災害時等における施設利用の協力に関する協定」の締結・危機発生時の体制整備を求めることがあります。

また、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

## (シ) 目的外使用について

自動販売機等の設置を行う場合は、毎年、指定管理者が健康福祉局へ目的外使用許可の申請を行うものとします。自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

## (ス) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

### (1) 公募スケジュール

ア【選定委員会】	9月30日（金）
イ 公募のお知らせ・公募要項の配布	10月11日（火）～11月 日（ ）

ウ 応募説明会	10月19日(水)
エ 既設センター見学会	10月19日(水)
オ 公募要項に関する質問受付	10月20日(木)～10月26日(水)
カ 公募要項に関する質問回答	10月28日(金)
キ 応募書類の受付期間	11月 日( )～11月 日( )
ク 【選定委員会】(審査・選定)	月 日( ) <u>※11月17日(木)</u> 月 日( ) <u>～12月2日(金) うち半日×2日間</u>

(応募法人の数により複数回開催予定)

ケ 選定結果の通知・公表	12月 旬
コ 仮協定締結	1月 旬
サ 指定管理者の指定(市会第1回定例会)	2月下旬
シ 本協定締結	平成24年12月下旬締結

## (2) 公募手続きについて

### ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市健康福祉局のホームページに掲載し、広くお知らせします。

### イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：平成23年10月11日(火)から平成23年11月 日( )

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(イ) 配布場所：横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当(横浜市庁舎7階705)

横浜市健康福祉局のホームページからもダウンロードができます。

URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/seibi/nakakoubou1.html>

## ウ 応募説明会及び既設センター見学会

応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。

### (ア) 応募説明会

開催日時：平成23年10月19日(水) 午前10時00分から午前11時30分まで

開催場所：横浜市庁舎8階8C会議室

参加人数：各団体3名以内とします。

申込方法：参加をご希望される団体は、10月17日(月)午後5時までに、FAXまたはE-mailで「応募説明会申込書」(別紙1)を健康福祉局障害支援課にお送りください。

### (イ) 既設センター見学会

開催日：平成23年10月19日(水)

開催時間：午後2時00分から午後3時00分まで

開催場所：横浜市磯子区精神障害者生活支援センター

横浜市磯子区森4丁目1-17 3階

参加人数：各団体3名以内とします。

申込方法：参加をご希望される団体は、10月17日(月)午後5時までに、FAXまたはE-mailで「既設センター見学会申込書」(別紙1-2)を健康福祉局障害支援課にお送りください。

※見学会当日、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成 23 年 10 月 20 日（木）午前 9 時～10 月 26 日（水）午後 5 時

(イ) 受付方法：FAX または E-Mail で「質問書」（別紙 2）健康福祉局障害支援課にお送りください。

電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

## オ 質問への回答

回答方法：平成 23 年 10 月 28 日（金）（予定）に、横浜市健康福祉局のホームページへの掲載により回答します。

URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/seibi/nakakoubou1.html>

## カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5（5）応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：平成 23 年 11 月 日（ ）午前 9 時から平成 23 年 11 月 日（ ）午後 5 時まで

(ウ) 受付方法：横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当（横浜市庁舎 7 階 705）まで、ご持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

※送付先 〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当

## (3) 審査・選定の手続きについて

### ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計 3 名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、横浜市中区精神障害者生活支援センターの指定管理者として正式に指定されます。

### イ 選定委員

氏名	所属・役職
伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授
米倉 令二	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
深澤 隆	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者地域生活支援連合会 常任理事
塩崎 一昌	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長 精神科医
上甲 雅敬	上甲会計事務所 所長・税理士

（敬称略、順不同）

### ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点(例)	配点
<b>1 法人状況</b>		<b>25</b>
(1) 法人の理念・基本方針等	法人の理念や基本方針が生活支援センターの設置目的等と合致し、公共性の高い事業も実施しているか。	5
(2) 財務状況	法人の財務状況が健全であり、安定した経営ができる基盤であるか。	5
(3) 応募理由	応募理由に妥当性・具体性があり、熱意があるか。	5
(4) 精神保健福祉活動の実績	生活支援センターの運営に生かせる実績をもっているか。	10
<b>2 事業実施方針</b>		<b>15</b>
(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能	これまでの経過(※1)を踏まえ、生活支援センターが地域で果たすべき役割を法人として明確にイメージできており、機能についても検討がなされているか。	10
(2) 指定期間中の事業展開方針	年数をおうごとに発展的な事業拡充が計画されているか。また、実現性が担保されているか。	5
<b>3 具体的事業内容</b>		<b>50</b>
(1) 日常生活の支援	日常的に課題を抱えている精神障害者を正確に把握しているか。また、有料サービスをとおして支援の必要な利用者の把握に努めているか。	5
(2) 相談支援	相談支援事業者として、さまざまな状況における相談支援の方法について検討されているか。(個別支援のあり方、個別支援計画の作成を含む。)	5
(3) 訪問・同行支援	緊急支援、計画的支援、潜在的利用者の掘り起こしなどを盛り込んだ訪問・同行支援の方法が計画されているか。	5
(4) 地域交流・地域連携	関係機関、地元町内会等の情報を十分に把握しており、地域交流・地域連携に対する具体的な計画があるか。	5
(5) 自主事業	生活体験の拡大となるような自主事業を、具体的に検討しているか。	5
(6) 家族支援	家族支援に関する具体的な事業が計画されているか。	5
(7) 普及・啓発活動の実施	精神障害者への理解を広く地域へ深めるための、具体的な広報活動を実施し、また、潜在的な利用者に対しアピールする計画をなっているか。	5
(8) ピア活動	ピア活動に関する具体的な事業が計画されているか。	5
(9) 地域移行・地域定着支援事業	実施方針に地域移行支援の視点があり、退院準備支援の方法について具体的な計画があるか	5
(10) 精神障害者自立生活アシスタント事業	訪問支援の方法や対象者の把握方法について具体的な計画があるか。	5
<b>4 職員配置・育成</b>		<b>10</b>

項目	審査の視点(例)	配点
(1) 職員の確保、配置	生活支援センターの運営に必要な十分な職員が確保されており、常に円滑な業務を実施できる体制がとれるか。 適正な人員、精神保健福祉業務経験のある職員を配置することなどを意識しているか。	5
(2) 職員の育成	計画的な研修の実施など、職員育成に対する姿勢が積極的であるか。	5
<b>5 施設の管理運営</b>		<b>20</b>
(1) 施設及び設備の維持管理	施設・設備の保守管理の方法について実効性・実現性が高いか。	5
(2) 事故防止体制・緊急時(防犯・防災等)対応	事故防止策に関する意識の高さ・対応の適切性、防犯、防災に対して具体的な提案がされているか。	5
(3) 個人情報保護・情報公開への取組	個人情報の保護マニュアルが整備され、適切に運用されているか。また、法人の運営状況が様々な手段により公開されているか。	5
(4) 苦情解決・利用者アンケート	苦情や要望に適切に対処されているか。利用者アンケートから抽出した課題への対応策を講じ、改善しているか。	5
<b>6 収支計画及び指定管理料</b>		<b>10</b>
(1) 収支計画の適正性	提案の内容に無理がなく、科目ごとに適正な経費が計上されているか。また、実現性が担保されているか。	5
(2) 運営費の効率性	運営費等について低額に抑える工夫がされているか。	5
<b>合計</b>		<b>130</b>

※1：これまでの経過とは

本施設は、合築施設である中区障害者地域活動ホーム（仮称）と併せて、「中区3障害一体サービス提供施設（仮称）」として検討された経過があります。経過については、中区役所のホームページを参照してください。

URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/naka/service/welfare/disability/3shougaicenter/>

また、上記経過から、「精神障害者生活支援センター指定管理事業者公募に向けての意見書」の提出を受けています。参考資料として、横浜市健康福祉局のホームページへ掲載します。

URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/seibi/nakakoubou1.html>

<選定方法留意事項>

1. 各委員より「エ 評価基準項目」による採点を行い、得点の高い順に応募団体の順位をつけます。
2. 1の結果に基づき、各委員の採点結果ごとに、1位の団体に1点、2位の団体に2点、3位の団体に3点、以下同様に得点をつけます。
3. 2の得点を委員全員について集計し、最も得点の低かった団体を指定管理者に選定します。

※応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準 **(65点)** に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

#### オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として指定管理者選定終了後に公表します。

URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/seibi/nakakoubou1.html>

#### カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。(平成24年2月下旬予定)

#### キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

#### (4) 応募関係書類の提出について

別紙「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の応募関係書類」のとおり

##### 【留意事項】

※共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。

「オ 団体の概要(様式5)」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

オー a 共同事業体の結成に関する申請書(様式5-2)

オー b 共同事業体連絡先一覧(様式5-3)

なお、応募書類の内、エ～タの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

#### (5) 応募条件等について

ア 応募者の資格(横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則第4条)

(ア) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

(イ) 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人

(ウ) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活

動法人

(エ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること

(イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

(オ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

#### ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出することとします。

#### エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### カ 重複応募の禁止

応募は、施設ごとに、一団体一案とします。一団体が一施設に複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

#### キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

#### ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 既設センター見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

#### ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

①オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

#### コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

## サ 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

## シ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、「辞退届（様式 10）」を提出してください。

## ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

## セ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市健康福祉局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市健康福祉局及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### （1）協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、横浜市健康福祉局は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### （2）協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

### （3）中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会への参加

指定管理者として指定後、建設委員会へ参加していただきます。参考資料として、建設委員会規約及び委員名簿を横浜市ホームページへ掲載します。

URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/seibi/nakakoubou1.html>

### （4）準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②各種印刷物作成業務、③備品選定補助業務、④施設管理運営業務、⑤広報宣伝業務、⑥横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。

なお、準備業務のための職員配置として、開所 3 か月前から 3 名、開所 1 か月前からは 7 名を配置します。準備業務の経費は、予算の範囲内で市が負担します。詳細については指定候補者に提示します。

#### (5) 指定候補者の変更

横浜市健康福祉局は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

#### (6) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- ⑦ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるとき

なお、指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

## 7 施設の概要

- (1) 施設名称 : 横浜市中区精神障害者生活支援センター
- (2) 所在地 : 中区新山下三丁目5番120
- (3) 開所予定年月 : 平成25年3月
- (4) しゅん工予定 : 平成25年1月31日
- (5) 建物概要 : 鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階建て
- (6) 面積 : 敷地面積 1,105.43 m<sup>2</sup>  
建物総床面積 2,309.02 m<sup>2</sup>  
生活支援センター専有面積 610.99 m<sup>2</sup> (3階部分)
- (7) 開所時間 : 9:00~21:00
- (8) 休館日 : 月1回
- (9) 合築施設 : 中区障害者地域活動ホーム (仮称)

※ 建物全体の愛称は、「みはらしポンテ」となります。また、建物全体の機能を表す名称 (例: 障害者支援拠点 等) も今後決定され、愛称と併せて建物全体の名称となる予定です。

## 応募説明会申込書

横浜市健康福祉局障害支援課

FAX 番号 : 0 4 5 - 6 7 1 - 3 5 6 6

E-Mail : [kf-sskoubo@city.yokohama.jp](mailto:kf-sskoubo@city.yokohama.jp)

所在地

法人名

代表者名

(印省略)

横浜市中区精神障害者生活支援センター指定管理者の選定に関する応募説明会に、当法人に所属する以下の職員の参加を申し込みます。

氏 名	所 属

応募説明会に関する事務担当者名・事務連絡先 : ○○ (Tel : )

## 既設センター見学会申込書

横浜市健康福祉局障害支援課

FAX番号：045-671-3566

E-Mail : [kf-sskoubo@city.yokohama.jp](mailto:kf-sskoubo@city.yokohama.jp)

所在地

法人名

代表者名

(印省略)

横浜市中区精神障害者生活支援センター指定管理者の選定に関する既設センター見学会に、当法人に所属する以下の職員の参加を申し込みます。

氏名	所属

既設センター見学会に関する事務担当者名・事務連絡先：〇〇 (Tel : )

横浜市中区精神障害者生活支援センター指定管理者公募要綱に関する

質 問 書

法人名 　：

担当者名 　：

質問内容（箇条書きで簡潔にお願い致します。）

(案)

## 横浜市中区精神障害者生活支援センター 指定管理者の応募関係書類

- 1 提出書類は、本表紙の□欄に確認した旨のレ印を記入し、各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。
- 2 用紙サイズについて、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一し、文字は明瞭なものを提出してください。
- 3 提出書類には本表紙をつけ、アから順に並べ、原本1部、写しを8部提出してください。なお、写しの書類のうち5部はファイル綴りとし、3部についてはステープラー（ホチキス）等で留めず、クリップ留めで提出してください。
- 4 事業計画書（様式2）においては、業務の工夫等について、具体的に記載してください。

団体名		
確認欄	提出書類名	ページ番号
<input type="checkbox"/>	ア 指定申請書（横浜市中区精神障害者生活支援センター条例規則別記様式（第5条第1項））（様式1）	1
<input type="checkbox"/>	イ-1 事業計画書（様式2-1）	2-1
	イ-2 法人状況（様式2-2）	2-2
	イ-3 事業実施方針（様式2-3）	2-3
	イ-4 具体的事業内容（様式2-4）	2-4
	イ-5 職員配置・育成（様式2-5）	2-5
	イ-6 施設の管理運営（様式2-6）	2-6
<input type="checkbox"/>	ウ 指定管理料提案書（収支予算書）（様式3）	3
<input type="checkbox"/>	エ 精神保健福祉活動の実績報告書（様式4）	4
<input type="checkbox"/>	オ 団体の概要（様式5）	5
<input type="checkbox"/>	※共同事業体の場合 オ-2 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）	5-2
<input type="checkbox"/>	※共同事業体の場合 オ-3 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）	5-3
<input type="checkbox"/>	カ-1 申請団体役員名簿（様式6-1）	6-1
<input type="checkbox"/>	カ-2 県警照会用エクセルファイル（データによる提出）	6-2
<input type="checkbox"/>	キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）	7
<input type="checkbox"/>	ク 定款、規約その他これらに類する書類	8
<input type="checkbox"/>	ケ 法人にあつては、法人の登記事項証明書	9
<input type="checkbox"/>	コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）	10
<input type="checkbox"/>	サ 平成19・20・21年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等（任意団体においては、これらに類する書類）	11
<input type="checkbox"/>	シ 過去3年間の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書	12
<input type="checkbox"/>	ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）	13
<input type="checkbox"/>	セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9） ※該当の場合のみ	14
<input type="checkbox"/>	ソ 過去2年間の労働保険料の納付証明書（労働局または労働基準監督署による納付証明書）	15
<input type="checkbox"/>	タ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）	16
<input type="checkbox"/>	チ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの	17

指 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

次の精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市中区精神障害者生活支援センター

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

# 事業計画書

平成 年 月 日

横浜市 長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

## 1 法人状況

- (1) 法人の理念・基本方針等
- (2) 財務状況
- (3) 応募理由

## 2 事業実施方針

- (1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能
- (2) 指定期間中の事業展開方針

## 3 具体的事業内容

- (1) 日常生活の支援
- (2) 相談支援
- (3) 訪問・同行支援
- (4) 地域交流・地域連携
- (5) 自主事業
- (6) 家族支援
- (7) 普及・啓発活動の実施
- (8) ピア活動
- (9) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業
- (10) 精神障害者自立生活アシスタント事業

## 4 職員配置・育成

- (1) 職員の確保、配置及び育成
- (2) 組織図

## 5 施設の管理運営

- (1) 施設及び設備の維持管理
- (2) 事故防止体制・緊急時（防犯・防災等）対応
- (3) 個人情報保護・情報公開への取組
- (4) 苦情解決・利用者アンケート
- (5) 指定管理料の効率的な執行

## 法人状況

(1) 法人の理念・基本方針等

法人の理念や基本方針等について、記載してください。

(2) 財務状況

予算の執行状況、法人税等の対応の有無、財務状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

(3) 応募理由

精神障害者生活支援センターの設置目的や設置場所等を踏まえ、応募した理由を記載してください。

法人名

## 事業実施方針

(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能

生活支援センターが地域で果たす役割と機能について、記載してください。

(2) 指定期間中の事業展開方針

長期的視野に立った事業展開方針を記載してください。

法人名

## 具体的事業内容

**(1) 日常生活の支援**

日常生活を営むうえでの様々な課題に対する個別具体的な支援の方法について記載してください。※食事サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービスを含む

**(2) 相談支援**

電話相談、面接相談、ケアカンファレンス等の相談支援の方法について、個別支援の実施方針にも触れながら記載してください。

**(3) 訪問・同行支援**

訪問・同行支援の対象者、支援の方法について記載してください。

**(4) 地域交流・地域連携**

精神障害者への理解の促進を図るための地域交流及び、関係機関（区役所、病院、精神障害者福祉施設、地域ケアプラザ、活動ホーム等）、関係団体（地元町内会、家族会等）との連携方法について具体的に記載してください。

**(5) 自主事業**

自主事業の具体的な事業内容について記載してください。

**(6) 家族支援**

家族支援に関する具体的な事業内容について記載してください。

**(7) 普及・啓発活動の実施**

精神障害者への理解を広く地域へ深めるための、具体的な広報活動内容及び、潜在的な利用者に対するアピール方法について記載してください。

**(8) ピア活動**

ピア活動への取組み方法について具体的に記載してください。

**(9) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業**

精神障害者地域移行・地域定着支援事業の実施方針について具体的に記載してください。

**(10) 精神障害者自立生活アシスタント事業**

精神障害者自立生活アシスタント事業の実施方針について具体的に記載してください。

法人名

## 職員配置・育成

(1) 職員の確保、配置及び育成

必要な職員の確保と適正な配置及び育成について、勤務体制や業務分担、研修計画に触れ、記載してください。

(2) 組織図

「法人全体」及び「生活支援センター内」の組織図を掲載してください。

法人名

## 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持管理

利用者が施設を快適・安全に利用するための、施設及び設備の保守管理に関する考え方を記載してください。

### (2) 事故防止体制・緊急時（防犯・防災等）対応

事故防止策に関する意識の高さ、対応の適正性、防犯・防災・急病・災害への対応方法について、具体的に記載してください。

### (3) 個人情報保護・情報公開への取組

個人情報の保護に対する取組みや、法人の運営状況等の公開について、具体的に記載してください。

### (4) 苦情解決・利用者アンケート

利用者の苦情解決及び要望への迅速な対応、利用者アンケートの実施方法等について具体的に記載してください。

### (5) 指定管理料の効率的な執行について

運営費を効率的に執行するための工夫、運営費の低減策を記載してください。

法人名

## 指定管理料提案書（収支予算書）

（単位：千円）

## 【収入】

科 目	金 額	内 訳
指定管理料		
入浴サービス等実費徴収額		
<b>合 計</b>		

## 【支出】

科 目	金 額	内 訳
<b>人件費</b>		
所長		
常勤職員（5名）		
非常勤職員（4名）		
アルバイト		
調理アルバイト		
嘱託医賃金		
法定福利費		
退職給与引当金		
福利厚生費		
労務厚生費		
<b>施設管理費</b>		
光熱水費		} 合計で5,821千円
庁舎管理		
修繕積立金		
<b>運営費</b>		
旅 費		
消耗品費		
印刷製本費		
修繕費		
通信運搬費		
賃借料		
備品等購入費		
保険料		
雑費		
<b>本部繰入金</b>		
<b>合 計</b>		

<b>法 人 名</b>	
--------------	--

## 【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料については原則として返還は求めませんが、年度末に決算書を提出していただきます。ただし、公募要項 4-(4)に定める職員配置基準を満たさない場合には、返還していただきます。
- 3 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、合わせて提出してください。
- 4 本部繰入金については、センターの運営に必要な本部職員への給与等とします。

様式 4

## 精神保健福祉活動の実績報告書

これまで団体として取り組んできた精神保健福祉活動の実績について具体的に記入してください。

法人名

様式 5

## 団体の概要

共同事業体名：

(共同事業体でない場合は、上記の部分空欄にするか削除してください。)

(平成〇年〇月現在)

(ふりがな) 団体名	( )			
所在地	〒			
	※法人にあつては登記簿上の本店所在地を、任意団体にあつては代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)。			
設立年月日	年	月		
沿革				
事業内容等				
財政状況	年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
連絡担当者	【氏名】		【所属】	
	【電話】		【FAX】	
	【E-mail】			
特記事項				

## 共同事業体の結成に関する申請書

横 浜 市 長

共同事業体の名称 \_\_\_\_\_

共同事業体代表団体 所在地

団体名

代表者職・氏名

㊞

横浜市精神障害者生活支援センターの公募に参加するため、公募要項に基づき、以下のとおり共同事業体を結成したことを証するとともに、申請します。

共同事業体の 目的		
共同事業体の 名称		
共同事業体の 事務所所在地		
共同事業体の 構成団体（代表 団体も構成団体 として記載する こと）	所在地	
	団体名	
	所在地	
	所在地	
	団体名	
共同事業体の 代表団体	所在地	
	団体名	
代表団体の権限	1 指定管理者の指定申請及び協定の締結等に関し、横浜市との関係に おいて共同事業体を代表する権限 2 経費の請求及び受領に関する権限 3 契約に関する権限	

(裏面あり)

共同事業体の結 成及び解散	当共同事業体は、平成 年 月 日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合には、ただちに解散します。
共同事業体の業 務遂行及び債務 の履行について の責任	各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い、当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。
権利義務の譲渡 制限	本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはありません。
協議事項	この協定書に定めのない事項については、構成団体全体により協議することとします。

(備考) 共同事業体の構成団体が3者を上回る場合は、この様式に準じた様式を作成してください。

平成 年 月 日

代表団体 所在地  
団体名  
職・氏名 ⑩

構成団体 所在地  
団体名  
職・氏名 ⑩

構成団体 所在地  
団体名  
職・氏名 ⑩

## 共同事業体連絡一覧

共同事業体名 \_\_\_\_\_ .

[代表構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			



## 欠格事項に該当しない宣誓書

平成 年 月 日

横浜市 長

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

当法人は、以下に規定する指定管理者の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

### 《欠格事項》

- 1 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していること
- 2 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- 3 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- 4 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- 5 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること
- 7 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## 横浜市税の納税状況調査の同意書

平成 年 月 日

横浜市 長

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

＜横浜市税の手続きにおいて、通知等送付先の登録が  
上記所在地と異なる場合は、下記もご記入ください＞  
通知等送付先

当団体は、横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者として応募するにあたり、指定管理者選定時及び、指定管理者に選定された場合、指定期間内に毎年 1 回、横浜市が以下の市税納付状況調査を行うことに同意します。

- (1) 市民税・県民税（特別徴収分）
- (2) 市民税・県民税（普通徴収分）
- (3) 法人市民税
- (4) 事業所税
- (5) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (6) 固定資産税（償却資産）
- (7) 軽自動車税

＜該当がある場合は、できれば下記にもご記入ください＞

### ■法人市民税 賦課コード（領収証書の法人番号）

※横浜市内に本店又は営業所があり、課税されている方は、できればご記入ください。

<b>申告区</b> ※区名を記入してください（例：「中区」）	
<b>法人番号</b> ※「法人市民税申告書」又は「領収証書」に記載されている法人番号を入力してください（例：「21-10001」）	

### ■横浜市事業所税 賦課コード

※横浜市内に本店、営業所及び支店等があり、課税されている方は、できればご記入ください。（資産割：市内の事業所床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下であるときは課税されません。従業者割：市内の事業所等の従業者数が100人以下であるときは課税されません。）※県の事業税ではありません。

<b>申告区</b> ※区名を記入してください（例：「中区」）	
<b>整理番号</b> ※「事業に係る事業所税申告書」又は「領収証書」に記載されている整理番号を記入してください（例：「21-10001」）	

## 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書

平成 年 月 日

横浜市 長

所在地

団体名

代表者氏名

印

当団体は、法人税法第4条第1項及び地方税法第296条第1項に規定する収益事業等を平成20年度、21年度、22年度において実施していないことを宣誓します。

## 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会運営要綱

制 定 平成 16 年 12 月 16 日 衛精第 754 号 (局長決裁)

最近改正 平成 22 年 3 月 18 日 健障支第 4038 号 (局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を公正かつ適正に実施するため、横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の指定に関する要綱第 3 条第 2 項に基づき設置する横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (審議項目)

第 2 条 委員会はセンターの指定管理者の選定に関し、次の事項について健康福祉局長に意見を述べる。

- (1) 選定手続きの細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要綱の内容
- (4) 指定管理者の選定に関する審査
- (5) 指定候補者及び次点候補者の選定
- (6) その他健康福祉局長が指定管理者の選定に必要と認める事項

### (委員会の委員)

第 3 条 委員会は 5 名の委員をもって構成し、委員は健康福祉局長が委嘱する。

- 2 委員は、学識経験者、保健福祉関係団体に所属する者及びその他健康福祉局長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと健康福祉局長が認める場合は、健康福祉局長はその職を解くものとする。
- 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、健康福祉局長は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員名及び役職等は公募要綱等で公表する。

### (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、指定管理者の選定について健康福祉局長から委嘱を受けた日から、横浜市精神障害者生活支援センターに係る指定管理者が指定された日までとする。

(作業部会の設置)

第6条 委員会は、必要があると認められる場合には、作業部会を設置することができる。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に準じ、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の責務)

第9条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募法人及び応募することが見込まれる法人の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した事業者を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び指定管理者が公表した情報については、この限りではない。

(報告)

第10条 委員会は、指定候補者及び次点候補者の選定を行ったときは、速やかに選定の結果を健康福祉局長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害支援課において行う。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。

# 横浜市精神障害者生活支援センター条例

制 定 平成11年 3月25日 条例第 21号

最近改正 平成23年 2月25日 条例第 7号

## (設置)

**第1条** 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、横浜市に精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

## (事業)

**第2条** センターは、次の事業を行う。

- (1) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供
- (2) 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供
- (3) 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
- (4) 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
- (5) 地域における精神障害者との交流の機会の提供
- (6) 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
- (7) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

## (開館時間等)

**第3条** センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

## (利用の制限)

**第4条** センターは、次のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 営利のみを目的として利用するとき。
- (3) その他センターの管理上の支障があるとき。

## (指定管理者の指定等)

**第5条** 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

## (指定管理者の指定等の公告)

**第6条** 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

## (委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している精神障害者生活支援センターについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた精神障害者生活支援センターについて指定管理者（地方自治法（昭和22年法第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定する場合は、この条例による改正後の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条第5項の例により、当該精神障害者生活支援センターの管理に関する事務を受託しているものを指定管理者として指定することができる。

別表（第1条第2項）

名 称	位 置
横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	横浜市鶴見区
横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター	横浜市神奈川区
横浜市港南区精神障害者生活支援センター	横浜市港南区
横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	横浜市保土ヶ谷区
横浜市緑区精神障害者生活支援センター	横浜市緑区
横浜市栄区精神障害者生活支援センター	横浜市栄区
横浜市磯子区精神障害者生活支援センター	横浜市磯子区

# 横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則

制 定 平成11年4月30日規則第50号

最近改正 平成20年11月28日規則第104号

## (趣旨)

**第1条** この規則は、横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (開館時間)

**第2条** 横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

## (休館日)

**第3条** センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

- (1) 横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター 第1月曜日
- (2) 横浜市栄区精神障害者生活支援センター 第2月曜日
- (3) 横浜市港南区精神障害者生活支援センター 第3月曜日
- (4) 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター 第4月曜日
- (5) 横浜市緑区精神障害者生活支援センター 第1火曜日
- (6) 横浜市磯子区精神障害者生活支援センター 第2火曜日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

## (指定管理者の公募)

**第4条** 条例第5条第2項の規定による指定管理者の公募（以下「公募」という。）は、次に掲げる者を対象として行うものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

2 市長は、公募を行うに当たっては、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

## (指定申請書の提出等)

**第5条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

## (委任)

**第6条** この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

## 附 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年2月2日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

別記様式（第5条第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

次の精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市 精神障害者生活支援センター

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- （1） 事業計画書
- （2） 定款又は寄附行為
- （3） 法人の登記事項証明書
- （4） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び 事業計画書並びに  
前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5） 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- （6） その他市長が必要と認めるもの

# 横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱

最近改正 平成23年3月23日 健障支第4018号（局長決裁）

## （目的）

第1条 この事業は、「横浜市地域活動支援センター事業実施要綱」に規定する横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）において、精神障害者の通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常生活の支援及び相談支援、地域交流の促進等を行い、精神障害者の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図ることを目的とする。

## （設置及び実施主体）

第2条 センターの設置及び実施主体は、横浜市とする。ただし、運営については、横浜市精神障害者生活支援センター条例（以下「条例」という。）第5条に基づき、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ）に行わせることができるものとする。

## （利用対象者）

第3条 この事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する在宅の精神障害者であって、福祉・保健等に関する相談、援助を必要とする者
- (2) 精神障害に関する福祉・保健等の活動に関心があり、この場を利用してこれらの活動を行おうとする者

## （事業内容）

第4条 センターは、次の事業を行う。

### (1) 日常生活の支援

生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助

### (2) 相談等

電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導

### (3) 生活情報の提供

住宅、就労、公共サービス等の情報提供

### (4) 地域交流の促進

レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供

### (5) その他

センターの設置の目的を達成するために必要な事業及び、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

(設備基準)

第5条 センターは、次の各号に掲げる設備を設けることができる。

- (1) 事務室
- (2) 相談・指導室
- (3) 調理室
- (4) 食堂・娯楽室
- (5) 浴室・脱衣室
- (6) 洗濯室
- (7) 静養室
- (8) 便所
- (9) 集会室

(職員の配置及び資格要件)

第6条 センターには、運営に必要な職員を原則として別表1のとおり配置する。ただし、施設長、指導員については次に掲げる基準に該当する者とする。

(1) 施設長

精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、施設を運営する能力を有すると認められる者

(2) 指導員

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

イ 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業したもの又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

ウ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事した者

エ イに掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

(利用手続)

第7条 センターを継続して利用しようとする者は、生活支援センター利用登録書（様式第1号）により、申し込むものとする。

ただし、登録外の利用者についても、条例第4条に該当する場合を除き、その利用の制限はしないものとする。

(運営)

第8条 センターの運営は、次のとおり行うものとする。

- (1) 指定管理者は、センターの事業を効果的に実施するため、行政機関、福祉・保健・医療の関係者等と連携し、利用者の需要把握や情報の収集・提供に努めるものとする。
- (2) 指定管理者は、精神障害者に対する理解を深めるため、センターの事業を公開するとともに地域住民等と連携して地域との交流に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- (3) 横浜市は、この事業に従事する職員に対する研修等の充実に努め、指定管理者はその職員に対して積極的に研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めるものとする。
- (4) 指定管理者は、食事・入浴等の実費相当分の負担を伴うサービスとその他の事業に係る経理を明確に区分する。
- (5) その他運営に関する詳細な事項については、別に定める。

(指定管理者の指定等)

第9条 第2条にある指定管理者の指定手続きについては、条例等の規定に基づき実施していくものとする。

- 2 局長は、指定管理者との間で協定書を締結する。

(運営連絡会の設置)

第10条 センターは、第1条の目的を達成するために、地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表、社会復帰施設等の関係者及び行政機関等で構成する生活支援センター運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 連絡会の事務局は、センターに置く。

(書類の整備)

第11条 センターには、業務日誌、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(利用者の負担)

第12条 センターの利用は無料とする。ただし、センターが提供する実費負担を伴うサービスについては、別表2に掲げる金額を利用者に負担させるものとする。

- 2 別表2に掲げるサービスのうち、食事サービスを除いた利用者負担金は、同年度の光熱水費などのセンター運営費に充当するものとする。

(報告)

第13条 指定管理者は、前月の事業実施状況を「事業実施報告書」（様式第2号）により、毎月10日までに健康福祉局に報告する。

(個別支援計画)

第14条 センターは、利用者の心身の状況及び病歴、その置かれている環境等を勘案し、必要に応じて、その者の個別支援計画を作成する。

2 センターは、利用者の個別支援計画について、利用者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

(秘密保持等)

第15条 センターの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第16条 当該センターのサービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、センターに関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(苦情解決)

第17条 センターは、その提供したサービスに関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 センターは、その提供したサービスにより事故が発生した場合は、市長、当該障害者等の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第19条 センターは、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第20条 センターは、障害者等の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、その提供するサービスにおいて感染症が発生、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第21条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別 表 1

職 種	員 数	備 考
施 設 長	1 人	
職 員 (精神保健福祉士 1 名以上含む)	9 人	常勤 5 人 (うち相談支援専門員 1 名含む) 非常勤 4 人 (※ 1)
嘱 託 医	1 人	月 4 回

職員数については、「横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱」に基づく自立生活アシスタントおよび「横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」に基づく自立支援員を含む。

※ 1 非常勤職員については、横浜市に事前協議を行うことで、生活支援センターの運営に支障のない範囲で、常勤職員に変更することができる。

別 表 2

センター提供サービス	利用者負担金	備 考
食事サービス	1食 500円以下	利用者負担金額は、各生活支援センターで必要な額を定める。 利用者負担金は全額食材等に当てる。
入浴サービス	1回 100円	石鹸、シャンプーは利用者負担とする。
洗濯サービス	1回 100円	洗剤は利用者負担とする。
インターネットサービス	10分 10円	利用時間は1人連続2時間までとする。

(様式第1号)

継続利用申込書(個人)

登録カード番号

①申込日/継続利用開始日	年 月 日
②利用する理由	イブニングサービス利用/仲間づくり/休日に過ごす場/ 相談したいことがある/情報収集/ その他 ( )
③利用者氏名	
④生年月日・年齢	昭和・平成 年 月 日 ( 歳)
⑤現住所	市 区
	電話番号
⑥緊急連絡先	(続柄 ) 電話番号
⑦勤務先	
⑧通所先	
⑨通院先	

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会（第4回）

議事要旨

議 題	別添「次第」のとおり
日 時	平成23年9月30日（金）17時30分から18時30分まで
開 催 場 所	横浜朝日会館6階 6E会議室
出 席 者	【委員】 伊東委員、米倉委員、深澤委員、塩崎委員、上甲委員 【事務局】 森障害支援課長、古川整備推進担当係長、藤井在宅支援係長、原口職員、大木高齢・障害支援課担当係長、佐野職員、奥田職員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非 公 開
議 事	<p>1 施設概要について</p> <p>(1) 事務局（健康福祉局）より、建物の概要について、資料「施設概要図」を用いて説明した。</p> <p>(2) 事務局（健康福祉局）より、これまでの経過について、資料「中区精神障害者生活支援センターの特性について」を用いて説明した。</p> <p>(主な質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中区3障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会とは、どのような人たちが構成するものか。</li> <li>→（事務局）横浜市障害者地域活動ホーム事業要綱に基づき、地域障害者団体、地域住民、障害福祉施設代表、設置運営主体代表等が委員となり、構成する。</li> <li>・障害者地域活動ホームとの「連携」について、既に具体的な内容は確定しているのか。</li> <li>→（事務局）公募・選定を経て、生活支援センターの指定管理者が指定された後、障害者地域活動ホームの運営法人との話し合い等の中で、連携の内容について検討される予定。</li> </ul> <p>(3) 事務局（中区）より、中区の状況について、別紙2「中区精神保健ニーズに関する調査報告書」を用いて説明した。</p> <p>2 公募要項・応募関係書類の確定</p> <p>事務局より説明を行った。</p> <p>委員会における決定事項を踏まえ、準備に関する事項の一部修正などの修正案を事務局で作成し、再度各委員にお示しして了解を得ることを前提に決定された。</p> <p>(主な意見)</p> <p>(1) 建設委員会からの意見書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経過について、了解した。経過に配慮し、検討を行う必要がある。</li> <li>・ただし、特定の法人に有利になることがないよう、公平・公正に評価、選定が行われる必要がある。</li> </ul> <p>(2) 評価基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経過については、「地域で果たす役割と機能」で評価すべきと考えられるが、すでに配点を高めた経緯があるため、今回は特に変更を行わず、事務局案どおりとする。</li> </ul> <p>(3) 建物全体の愛称について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物全体の愛称が「みはらしポンテ」となることは了解した。ただし、生活支援センターの名称は条例で定められる旨、応募者には説明を行う必要がある。</li> </ul> <p>(4) 建設委員会への参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市としては、建設委員会への参加は必須の条件であると考えているか？</li> </ul>

	<p>→ (事務局) 条例・規則等で定めるものではなく、建設委員会が委員会規約で定めている。</p> <p>・そのようなことであれば、条件と見えてしまう表現の仕方は、相応しくないのではないか？</p> <p>→ (事務局) 建設委員会への参加について、建設委員会側の状況を示すような表現に止め、委員会への参加が必須であると解されないよう配慮して修正案を作成し、各委員にお示しする。</p> <p>3 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録の内容について各委員に確認いただくことで了承された。</li> <li>・第5回選定委員会の日程調整を行った。</li> </ul> <p>→ 各委員のスケジュールを確認した結果、1日目は11月24日午後5時半から開催することを決定した。また、4法人以上の応募があった場合には、2日目を11月25日午後5時半から開催することを決定した。</p>
<p>決 定 事 項</p>	<p>公募要項については、本日の会議での委員意見を踏まえ、事務局で修正案を作成し、再度各委員にお示しして了解を得ることを前提に決定された。</p>